

# 令和7年度高知県児童福祉審議会ひとり親家庭部会 次第

日時：令和7年10月27日（月）10:30～12:00

場所：高知会館 2階 白鳳

## 1 開 会

## 2 議 事

- (1) 第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画の総括について
- (2) 高知県こども計画「ひとり親家庭への支援」の進捗状況について

## 3 閉 会

### (会議資料)

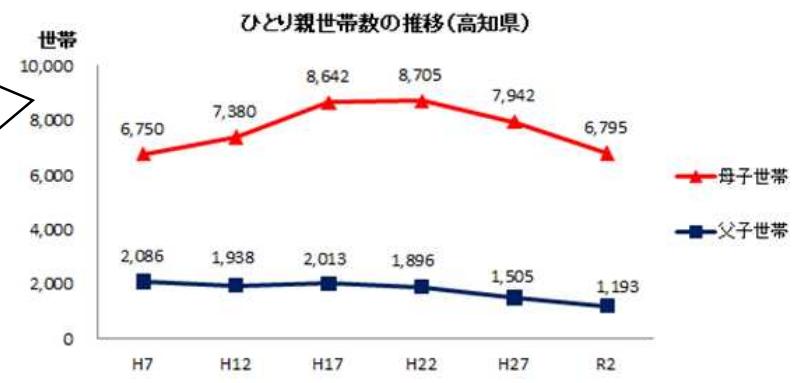
- 【資料1】「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」（平成29年度～令和6年度）総括
- 【資料2】「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」（平成29～令和6年度）の進捗状況
- 【資料3】第三次ひとり親家庭等自立促進計画（R4.3月変更）に関する数値目標
- 【資料4】高知県こども計画の全体像及び抜粋
- 【資料5】高知県こども計画「ひとり親家庭への支援」PDCAシート
- 【資料6】高知県こども計画「ひとり親家庭への支援」に関する数値目標

### (参考資料)

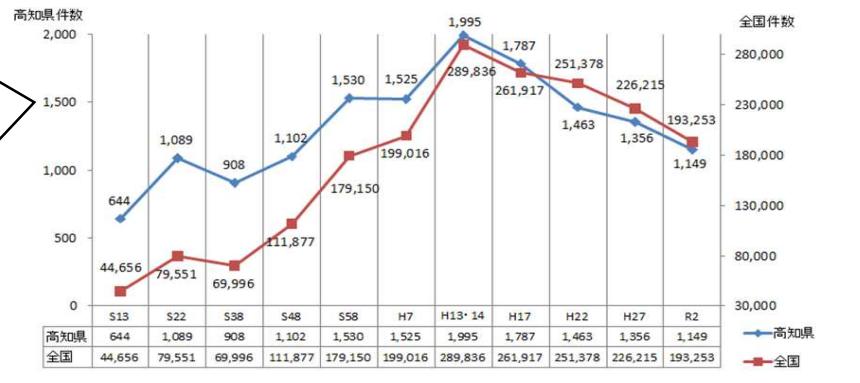
- 1 高知県児童福祉審議会規則、運営規程
- 2 令和7年度 ひとり親家庭等福祉のしおり

現状

**ひとり親世帯数の推移（高知県）**  
 ・母子、父子ともに年々減少傾向  
 R2 母子：6,795世帯  
 父子：1,193世帯  
 出典：国勢調査（総務省）



**離婚件数の推移（高知県、全国）**  
 ・平成13年以降、減少傾向  
 高知県 R2：1,149件  
 （R6：1,074件）  
 出典：人口動態統計（厚生労働省）



基本的な方向ごとの成果・数値目標・総括

(1) 情報提供・相談体制の強化 (2) 就業支援の強化 (3) 経済的支援の充実 (4) 日常生活支援の充実

**主な成果**  
 ①**情報提供の充実**  
 ・「ひとり親家庭等福祉のしおり」配布先の拡大 327か所（H28）→469か所（R6）  
 ・ひとり親家庭支援センター公式LINEによる情報提供 配信件数：132件（R6）  
 ・各種広報媒体の活用や市町村等との連携による 各相談窓口や支援制度の周知  
 ②**相談機能の充実・強化**  
 ・ひとり親家庭支援センターによる相談対応 相談件数：1,029件（H28）→1,675件（R6）  
 LINE相談：405件（R4）→537件（R6）  
 ・心理カウンセラー、キャリアコンサルタント、社会福祉士、ファイナンシャルプランナーによる専門家相談の実施

**主な成果**  
 ①**就業のための支援**  
 ・ひとり親家庭支援センターにおける就業支援 新規求職者数：23人（R6）  
 ・センターから女性しごと応援室に就労支援を依頼した相談者の割合：4.3%（R2）→40.0%（R6）  
 ②**資格や技能の取得への支援**  
 ・各給付金事業の実施、対象資格や上限額の拡充  
 ・公共職業訓練の実施 母子家庭の母等卒の就職率：71.4%（R5）  
 ③**事業主への啓発**  
 ・求人企業開拓に合わせた啓発活動

**主な成果**  
 ①**経済的支援の充実**  
 ・児童扶養手当（R6 所得制限引き上げ・第3子以降加算額の増額）  
 ・特別給付金の支給（R元～R7）  
 ・修学資金、就学支度資金等の貸付  
 ・ひとり親家庭医療費の助成  
 ・高等学校等就学支援金等の支給  
 ②**養育費の確保及び面会交流への支援**  
 ・弁護士等による法律相談の実施 28人（H28）→117人（R6）  
 うち養育費にかかる相談 H28：7人→R6：75人  
 ・養育費確保に要する経費への補助（R6～） 利用件数：3件（R6）

**主な成果**  
 ①**保育・子育て支援の充実**  
 ・保育サービスの充実・拡大  
 ・放課後の子どもの居場所づくりへの支援  
 ・地域子育て支援拠点の設置促進  
 ・ファミリー・サポート・センターの設置促進 設置市町村：3市町（H28）→15市町（R6）  
 ・子ども食堂の開設・運営費等への助成  
 ・放課後等学習支援員の配置拡充  
 ②**住宅確保のための支援**  
 ・県営住宅の入居者選考における優遇措置の実施

主な数値目標	R6実績／数値目標
ひとり親家庭に関する制度の認知度（制度を知らない人の割合）	※R3 28.5%／20.0%
ひとり親家庭支援センターへの相談件数	1,675／1,000件
ひとり親家庭支援アプリ（LINE）登録者数	2,571／2,000人
ひとり親家庭支援センター利用者の満足度	94.6／95.0%

主な数値目標	R6実績／数値目標
ひとり親家庭支援センターにおける就職率	38.7／60%
高知家の女性しごと応援室における累計就職者数	※R2～6累計 739／1,000人
自立支援プログラム策定による就職者数	8／10人
・自立支援教育訓練給付金利用者数 H27：6人→R6：14人 ・高等職業訓練促進給付金利用者数 H27：82人→R6：50人	

主な数値目標	R6実績／数値目標
法律相談利用者数	117／100人
その他 ・R7.3 児童扶養手当の受給者数：5,727人 ・R6母子父子寡婦福祉資金貸付件数：127件 ・R6ひとり親家庭医療費助成実人数：11,131人 ・R6生活福祉資金貸付件数 教育支援資金：73件 25,118千円 うちひとり親世帯：45件 14,824千円 ・養育費の取り決めをしている割合（R3） 母子40.5%、父子23.6%（全国母子46.7%、父子28.3%） ・養育費を受け取っている割合（R3） 母子25.9%、父子7.0%（全国母子28.1%、父子8.7%）	

主な数値目標	R6実績／数値目標
延長保育	145／140か所
一時預かり	101／110か所
病児保育	19／25か所
子育て短期支援事業	22／34市町村
放課後児童クラブ・子ども教室の実施校率	97.8／100%
地域子育て支援拠点事業	50／52か所
ファミリー・サポート・センター事業提供会員数	1,125／1,100人
子ども食堂	120／120か所

**総括**  
 ・各種広報媒体の活用や「ひとり親家庭等福祉のしおり」、ひとり親家庭支援センター公式LINE等により、支援制度や相談機関の周知を図ってきたが、支援制度や相談機関について知らない人の割合が3割近く※あるため、更なる周知が必要（※令和3年度調査）  
 ・相談員や市町村等職員の専門性向上や、担い手確保対策が必要

**総括**  
 ・ひとり親家庭支援センターの相談者のニーズに応じ、高知家の女性しごと応援室他支援機関につなぐ役割とともに、就業準備支援に注力する等、相談者に寄り添った効果的な支援が必要  
 ・給付金事業や貸付事業があるが、事業を知らない人の割合が3割近く※あるため、継続した周知が必要（※令和3年度調査）

**総括**  
 ・各種支援制度の対象者や支援を必要とする方に情報が行き届くよう更なる周知が必要  
 ・養育費の受領率は全国平均を下回っており、ひとり親家庭支援センターの法律相談は利用されているが、養育費確保に要する経費の補助制度は利用が少ないため、更なる周知が必要

**総括**  
 ・延長保育等の保育サービスの充実、放課後児童クラブ実施校や地域子育て支援拠点の増加など保育・子育て支援は拡充されているが、人材不足やスキルアップが課題となっているため、保育士など各種子育て支援サービスを担う人材の確保と育成が必要

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」(平成29～令和6年度)の進捗状況

資料 2

報告機関名(子ども家庭課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	事業名	平成28年度の取組	第三次計画(平成29年度～令和6年度)の主な取組	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	第三次計画での数値目標(R4.3月変更)	第三次計画(平成29年度～令和6年度)の主な成果	課題(総括)	担当課又は関係機関	計画の記載ページ				
1	1 情報提供・相談体制の強化	① 情報提供の充実	ア 現行支援制度の周知 イ 相談窓口の周知	◆ひとり親家庭等自立支援事業 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付事業	◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」やホームページ等による制度や相談窓口の周知 ・「しおり」を窓口へ設置 ・相談者に「しおり」を配付、制度や相談窓口を説明 ◆町村にひとり親補助金制度についての広報を依頼 ◆町村と連携した制度等の周知	◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」やホームページ等による制度や相談窓口の周知 ・「しおり」を窓口へ設置 ・相談者に「しおり」を配付、制度や相談窓口を説明 ◆町村にひとり親補助金制度についての広報を依頼 ◆町村等と連携した制度等の周知 ・相談者が必要とする情報を確実に届けられるように、町村等と緊密に連携していく。 ◆町村や福祉保健所の職員の現行制度の理解を深める。 ・町村職員にさまざまな機会を通じて現行制度について説明を行っていく。	◆町村広報、しおり、ホームページを活用した制度や相談窓口の周知													◆福祉保健所における実績等(H29～R6) ・ひとり親家庭自立支援事業費補助金 件数：96件 補助額：70,200千円 ◆町村においては、ひとり親家庭の制度の周知とともに、制度利用の相談があった場合には、福祉保健所に問合せしながら相談者の状況に応じて対応ができています	◆相談ケースが少ない中で町村及び福祉保健所職員の説明力や対応力の向上 ◆子どもの就学後は町村職員の関わる機会が減少するため、関係者と連携した対象者への制度の案内や、広報等で広く対象者に周知する機会の確保が必要 ◆認知度が向上するも制度の利用率が低い。認知から利用に促す取組が必要 ◆貸付金については、返還についても併せて十分に情報提供する必要があります。	福祉保健所	20
2	1 情報提供・相談体制の強化	① 情報提供の充実	ア 現行支援制度の周知 イ 相談窓口の周知	◆児童相談所関係事業 ◆発達障害者支援センター事業費(R元.9追加)	◆療育福祉センターのホームページ等での周知	◆相談情報の積極的な発信 ◆療育福祉センターのホームページ等で相談に関する情報提供	◆ホームページ等で相談に関する情報提供											◆ホームページ等による、相談情報の発信を行うことができています	◆市町村や中央児童相談所、学校等の関係機関との連携	障害福祉課	20		
3	1 情報提供・相談体制の強化	① 情報提供の充実	ア 現行支援制度の周知 イ 相談窓口の周知 ウ 「ひとり親家庭相談支援アプリ」の活用(R4.4月～)	◆ひとり親家庭等自立支援事業 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付事業	◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」の配布 ・市町村等の関係機関を通じて全戸配布による相談窓口等の周知 配布部数:20,000部 配布先:34市町村他327か所 (新たに保育所、学校関係等に配布) ◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」を県ホームページへの掲載 ◆各種事業の広報用リーフレットの作成、配布 ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターのチラシの作成、配布 ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターについて市町村広報誌へ掲載 ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターのホームページを通じて各種制度、窓口等の情報提供 ・H28年度センターホームページ閲覧数:6,174件 ◆支援制度、センターについてラジオ等の媒体を用いた広報	◆「ひとり親家庭等福祉のしおり」の配付先の拡大 ◆市町村等と連携し、離婚手続時等ポイントを統一し、ひとり親家庭に必要な情報が届く体制を確立 ◆センターや制度等をPRのための手に取りやすいカードを活用した周知 ◆より幅広い世代に対して効果的に情報発信していくため、SNS等の広報媒体を活用 ◆センター公式LINEを活用したプッシュ型の情報提供(R4.4月～)(R6.7追加)	◆しおりの配付先の拡大 ◆市町村等と連携したしおりの活用方法の充実 ◆SNS等を活用した広報媒体の拡大 ―幅広い層に相談窓口の情報が行き渡る環境の整備												◆ひとり親家庭に関する制度の認知度(制度を知らない人の割合:20%) ◆LINE登録者数 ・R4:1,843人(R5.3月末) ・R6:2,571人(R7.3月末) ◆LINEによる相談件数 ・R4:403件 ・R6:537件	◆令和3年度に実施した「高知県ひとり親家庭等実態調査」で、ひとり親家庭への主な支援制度や支援機関を知らない世帯が約3割を占めていることから、必要な情報が確実に届くよう、情報提供のさらなる工夫が必要	子ども家庭課	20	
	1 情報提供・相談体制の強化	① 情報提供の充実	ア 現行支援制度の周知 イ 相談窓口の周知	◆消費者行政推進事業費	◆消費生活センター、女性相談支援センター、こち男女共同参画センター「ソーレ」の相談窓口の周知を、カードやチラシ等の配布、広報誌や情報誌等への掲載、ホームページからの発信等により、広く県民に周知している ◆消費生活相談窓口の周知 情報誌等の配布 くらしネットKochi 111,000部×4回 タウン情報誌への掲載 HPでの情報発信	◆広報・広聴課との連携による、コンビニ等と提携した県民への幅広い広報 ◆各種広報媒体(新聞やテレビ、ラジオ)やホームページ、SNS(Facebook・Instagram)、チラシ等を活用した情報発信	◆消費生活相談窓口の周知 情報誌等の配布(くらしネットKochi 111,000部×4回) タウン情報誌への掲載(年4回) HPでの情報発信	◆消費生活相談窓口の周知 情報誌等の配布(くらしネットKochi 120,000部×4回) リーフレットの配布 HPでの情報発信	◆消費生活相談窓口の周知 情報誌等の配布(くらしネットKochi 113,500部×4回) リーフレットの配布 HPでの情報発信	◆消費生活相談窓口の周知 情報誌等の配布(くらしネットKochi 110,600部×4回) HPでの情報発信	◆消費生活相談窓口の周知 情報誌等の配布(くらしネットKochi 110,600部×4回) HPでの情報発信	◆消費生活相談窓口の周知 情報誌等の配布(くらしネットKochi 98,000部×4回) HPでの情報発信	◆消費生活相談窓口の周知 情報誌等の配布(くらしネットKochi 90,000部×4回) HPでの情報発信	◆消費生活相談窓口の周知 情報誌等の配布(くらしネットKochi 88,570部×4回) HPでの情報発信	◆令和4年度に実施した「消費生活等に関する県民意識調査」では、消費生活センターの認知度は68.0%と、回答選択肢の中で最も高い結果となった	◆令和4年度に実施した「消費生活等に関する県民意識調査」で、「知っている相談窓口がない」との回答が13.7%あり、引き続き相談窓口の周知・啓発を行う必要がある	県民生活課	20					
◆消費生活センター、女性相談支援センター、こち男女共同参画センター「ソーレ」、高知家の女性しごと応援室の相談窓口の周知																							

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」(平成29～令和6年度)の進捗状況

資料 2

報告機関名(子ども家庭課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	事業名	平成28年度の取組	第三次計画(平成29年度～令和6年度)の主な取組	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	第三次計画での数値目標(R4.3月変更)	第三次計画(平成29年度～令和6年度)の主な成果	課題(概括)	担当課又は関係機関	計画冊子記載ページ	
4				◆DV被害者支援事業費 ◆うち男女共同参画センター管理運営費 ◆女性就労支援事業	◆DV防止及び女性相談支援センター相談窓口周知の啓発物を配布 DV啓発カード 23,500枚 DV啓発ポスター 路線バス40台、バス待合所2ヶ所 DV啓発チラシ 3,000枚 DV啓発冊子 200冊	◆高知家の女性しごと応援室の広報 ・チラシ、ポスターの配布 ・求人誌への掲載 ・テレビ、ラジオでの情報発信 ・ホームページやフェイスブックでの情報発信 ・LINE、InstagramなどSNSでの情報発信等 (R6.7追加) ◆女性に対する暴力をなくす運動(期間中(11/12～11/25)の集中的な広報活動 ・ラジオやホームページ、広報紙等の各種広報媒体、チラシや公共交通機関へのポスター掲示等による啓発・広報・情報発信 ◆民間支援団体と連携した啓発・広報の実施(啓発カードを挿入したポケットティッシュの作成・配布、相談カード作成経費の一部負担、トイレ内へのカード設置協力の店舗や企業への依頼など) ◆ソレレの周知について、大学生や男性の利用者増を図るため、男性対象講座や若者対象講座(大学等)を実施する。 ◆ソレレの相談窓口の周知 ホームページ、SNS等による広報啓発、広報紙(ソレレスコープ等)、各種講座、ソレレまつりを通じての広報啓発	◆女性相談支援センター、うち男女共同参画センター「ソレレ」、高知家の女性しごと応援室の相談窓口の周知 カードやチラシ等の配布、広報紙や情報誌への掲載、テレビ・ラジオの活用、SNSを通じた情報発信等、様々な広報手段を活用した周知、啓発を実施									◆高知家の女性しごと応援室利用実績等 ・相談案件数H29:1,363件→R6:2,563件 ・新規相談者数H29:396人→R6:515人 ・就職者数H29:160人→R6:204人 ◆「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)」を中心とした啓発の実施 ○各種広報媒体を活用した広報の実施 ラジオ対談 ○民間支援団体と協働した広報・啓発活動 ・相談窓口周知カードの作成・配布 H28:23,500枚→R6:35,000枚 ○公共交通機関等での啓発ポスターの掲示 H28:路線バス40台、バス待合所2ヶ所 →R6:路線バス40台、バス待合所3ヶ所 ○高知報、読さん及び永瀬ダム パーブルライトアップのデー・DV防止啓発 ・ステッカーのコンビニや量販店のトイレへの掲示 ◆ソレレの大学生及び男性向け講座(R6年度実績) ・男性家事・介護基礎講座 3回 計111名参加(うちオンデマンド92名) ・大学生向けキャリア形成支援講座 3回 計200名参加 ◆ソレレの相談件数(R6年度) 2,282件	◆高知家の女性しごと応援室の利用実績は大幅に増加し、就職者数も向上した。引き続き、様々な状況にある女性に寄り添った就労支援が必要 ◆「女性に対する暴力をなくす運動」期間に集中的な広報を行うとともに、若年層をターゲットとしたデートDV防止の啓発も実施した。引き続き、効果的な啓発を実施することが必要 ◆ソレレの大学生及び男性向け講座は、参加者の意見を取り入れながら、満足度の高い講座とすることが必要	人権・男女共同参画課	20	
5	1 情報提供・相談体制の強化	① 情報提供の充実	イ 相談窓口の周知	◆民生委員・児童委員活動事業	◆民生委員・児童委員が地域で住民からの相談に対応し、必要に応じ関係機関へのつなぎ等を実施している。	◆ひとり親家庭等に民生委員・児童委員の活動を周知し、地域での身近な相談相手であることを知っていた。	◆民生委員・児童委員活動の広報・啓発を行い、理解・周知を進める											◆事業者、高知県民生委員児童協議会連合会及び県の三者による見守り協定の締結について、随時、県ホームページに掲載、お問い合わせについては、随時、県ホームページに掲載するとともに、見守り活動を広く県民に周知するためのチラシも作成し、広く県民へ周知を図ることができた ◆地域の過疎、高齢化や地域の支え合いの力の弱まりにより、一部市町村で民生委員の定員割れが発生しており、担い手の確保が課題	地域福祉政策課	20
6	1 情報提供・相談体制の強化	② 相談機能の充実・強化	ア 相談体制の充実 ○ひとり親家庭等支援センターにおける相談 (R4.8修正)	◆ひとり親家庭等自立支援事業	◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターで実施している相談事業の中で、ケースに応じた支援や他機関への紹介を行っている。 ◆センターへの相談件数 ・相談件数 1,029件 ・無料法律相談 28件	◆相談者のニーズに応じた情報を提供の実施や、他の支援機関につなげるなど相談支援体制の充実 ◆法律相談の内容を充実 ◆相談者へのアンケートによるニーズの把握 ◆ひとり親家庭等支援センター、ハローワーク、高知家の女性しごと応援室で定期的な連絡会を行い、支援の連携方法についてルール化を図る。 ◆弁護士による法律相談の開始 ◆ひとり親家庭相談支援アプリ(R4運用開始)を活用した情報提供、配信及びチャットによる相談対応 (R4.8追加) ◆遠方の方も利用可能なオンライン相談の拡充 (R4.8追加)	◆公式LINEによる相談の実施 (R5.9修正)								・ひとり親家庭等支援センターへの相談件数 1,000件 ・ひとり親家庭相談支援アプリ(LINE)累計登録者数:2,000人 ・ひとり親家庭等支援センター相談利用者アンケート(未所者)における満足度:95%	◆センターへの相談件数 H28:1,029件 →R6:1,675件 (電話・来所等:1,138件、LINE:537件) うちオンライン相談:4件 ◆法律相談 利用者数 H28:28人 →R6:117人 (司法書士35人、弁護士82人) うち養育費に係る相談:75人 ◆専門家相談 利用者数 ・心療カウンセリング R4:11人→R6:12人 ・キャリアコンサルティング R4:16人→R6:12人 ・社会福祉士 R4:21人→R6:23人 ・ファイナンシャルプランナー R4:17人→R6:20人	◆ひとり親家庭支援センターへの相談は、高知市以外の地域からの割合が低いことから、各地域でひとり親家庭支援センターが認識されるよう、PRの強化が必要 R6の相談件数1,138件(LINEを除く)の内訳 高知市786件(69.1%) 高知市以外の市270件(23.7%) 町村57件(5.0%) 不明・他県25件(2.2%)	子ども家庭課	20 21	
7	1 情報提供・相談体制の強化	② 相談機能の充実・強化	ア 相談体制の充実 ○県福祉保健所における相談	◆ひとり親家庭等自立支援事業 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付事業 ◆家庭児童相談 ◆生活保護	◆町村担当者等と連携した相談体制が取組んでいる。 ◆チーム内や所内での情報交換や協議を行うことで対象者への対応方針の統一ができた。 ・母子生活支援施設の入所者の対応についてチーム内での情報共有や対応について協議を行った。 ・所内生活保護CWや子育て支援専門相談員と対象者の情報共有や適宜町村への情報提供を行った。 ◆県の開催するひとり親家庭福祉事務担当者会に参加し、所内での制度の情報共有を行った。 ◆しおり等の窓口配布	◆事例に応じて町村や関係機関との情報共有・連携促進 ・制度利用の相談時には、町村、関係機関と十分な連携を必要とする。 ・相談者が必要とする情報を確実に届けられるように、町村窓口と緊密に連携していく。 ◆所内での情報の共有化 ・所内での事例検討の開催 ・生活保護担当との情報共有及び連携 ◆適切な対応ができるように職員の情報対応能力の向上 ・職員間で制度についての勉強会を行う。 ・担当不在時でも必要書類等が確認できる手引きの整理(雑多)(R6.7追加)	・相談の充実									◆事例に応じ町村担当者等の関係者と連携し、協議や相談対応を行うことができる。 ◆対応内容や制度について所内で情報共有できている。 ・子育て支援専門相談員(生活保護・生活困難者の子育て支援担当)が、より適切な相談対応ができるようペアドレ等県実施する研修に参加した。 ・生活保護担当者に対して「ひとり親家庭等福祉のしおり」を手交し、制度の概要を説明のうえ、生活保護受給者に該当者がいれば、制度の利用を促した。 ・母子生活支援施設の入所者について、他の制度の活用も検討しながら、関係機関と連携した対応を実施できた。	◆各事業ともに対象件数が少なく、担当職員の流動もあるため、適切な支援を行えるよう、年度当初の県全体での担当者会議が必要 ◆適切な申請処理を行うため、町村と連携しながら事例に応じた連携管理が必要	福祉保健所	21	

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」(平成29～令和6年度)の進捗状況

資料 2

報告機関名(子ども家庭課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	事業名	平成28年度の取組	第三次計画(平成29年度～令和6年度)の主な取組	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	第三次計画での数値目標(R4.3月変更)	第三次計画(平成29年度～令和6年度)の主な成果	課題(概括)	担当課又は関係機関	計画年度(ページ)													
8	1 情報提供・相談体制の強化	② 相談機能の充実・強化	ア 相談体制の充実 ○教育関係機関における相談	◆SC等活用事業  ◆SSW活用事業	・生徒指導上の諸問題は依然厳しい状況にあり、子どもや保護者等が悩みを気軽に相談できる体制の充実を図るとともに、課題解決まで寄り添った支援が求められている。 ・SC等を各学校に派遣し、さまざまなことに起因する課題への多角的な支援の充実を図るとともにSC等による教職員への校内研修を通して教職員の対応力を向上させる。 ・社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の相談に応じたり、福祉機関等の関係機関とのネットワークを活用して援助を行う専門家であるSSWを市町村や県立学校に配置し、実態に応じた効果的な支援を行う。	◆教育相談体制のさらなる充実。 ・SC等の配置を拡充し、全公立学校(小、中、義務、高、特支)へ配置する。 ・アウトリーチ型の配置を拡充し、11市の教育支援センターにSC等を配置する。 ・SSWの配置を拡充し、全公立学校(小、中、義務、高、特支)に配置する。(R6.7修正)	「SC等」の適正配置及び相談体制の充実						「SSW」の適正配置及び相談体制の充実						◆SCは平成29年度に全公立学校への配置が完了し、11市の教育支援センターへの配置も継続できている。 ・SSWは、平成31年度に全35市町村(H28年度・29市町村)、令和3年度に全県立学校(H28年度・13校)で支援が可能となる体制が整備された。	◆子どもたちを取り巻く環境は依然厳しい状況にあり、関係機関等とも連携した支援がこれまでに以上必要となっている ◆ニーズに応じた支援が可能となるよう、配置拡充を行うとともに、効果的な支援を行うことができるよう、SC及びSSWの専門性の向上が必要である	人権教育・児童生徒課	21										
							◆心の教育センター教育相談事業 来所相談、出張教育相談件数: 延べ2,447件 24時間電話相談件数: 960件 メール相談件数: 81件						◆あらゆる広報媒体を通して、心の教育センターのさらなる周知に努める。 ・所内の事例検討会や学校など関係機関とのさらなる連携を進め、迅速で効果的な支援の実施に努める。 ・広報チラシ・電話相談カードの早期配布(4月初旬)及び広報媒体の積極的活用による周知の徹底。 ・講演会、研修会等における相談窓口の周知。 ◆相談支援コーディネーターを配置し、多様な相談ニーズに対応できる体制の充実を図る。(R6.7追加)										来所相談、出張教育相談・24時間電話相談・メール相談の実施(フンストップ&トータルな支援)						◆施設の移転やコロナ禍による影響などにより、ここ数年、相談件数の減少傾向が見られていたが、令和5年度から増加に転じている。 ・教育相談活動の実施(令和6年度実績) 来所相談、出張教育相談件数: 延べ1,748件 24時間電話相談件数: 609件 メール相談件数: 97件	◆心の教育センターの認知度がまだ十分ではないことが推察される。支援を必要としている方にも届くような広報や、情報を探されている方が見やすいホームページ、広報物の充実を引き続き図る必要がある ◆相談内容が多様化、複雑化しており、これまで以上に心理・福祉・教育の視点からの支援を提供していくことが必要となっている	心の教育センター	21
							◆自立相談支援事業 ・県実施(23市町村) 16町村社協に委託 ◆自立相談支援事業 ・相談件数 1,033件 ・プラン件数 35件  ◆家計相談支援事業 ・県実施(23市町村) 高知県社会福祉協議会に委託。 ◆家計相談支援事業 ・相談人数 14人 ・プラン作成人数 7人  ◆住居確保給付金 ・県実施(23市町村) ◆住居確保給付金 ・実績なし						◆自立相談支援事業 ・各自立相談支援機関(16社協)との連携を強化していく ・アウトリーチ支援員等の加配措置(R2～)(R6.7追加)  ◆家計改善支援事業 ・各自立相談支援機関(16社協)への積極的な事業の利用を促す。(R5.10修正)  ◆生活困窮者自立支援体制強化事業(R5～) ・県内3ブロックに地域支援センターを配置し、生活福祉資金特例貸付の償還が困難な方等、生活困窮者に対する支援や生活保護制度、福祉サービス等の関係機関との連携体制を強化。(R6.7追加)										◆自立相談支援員の支援技術のスキルアップ  ◆家計相談支援の充実  ◆生活福祉資金特例貸付を受けた方等への支援の強化									
1 情報提供・相談体制の強化	② 相談機能の充実・強化	ア 相談体制の充実 ○その他の関係機関における相談	◆児童相談所関係事業 ◆発達障害者支援センター事業費(R元.9追加)	◆市町村職員研修会 参加者 82人 ◆講師研修による研修会は建て替えに向けての引越し作業や、職員減(育児見直し)のため、実施できず。 ◆巡回相談、フォローアップ相談への協力14回(31件) ◆職員の専門性の育成 毎週1回判定会後に担当者を実施し、ケースの検討、協議を行い、スーパーバイズを実施し、専門性を育成。 ◆専門的な人材の育成と専門性の向上 ・ニーズを把握しテーマを絞った形で研修の実施 ・巡回相談への相談依頼を待つのではなく、積極的に訪問等を実施していく	◆専門的な人材の育成と専門性の向上 市町村職員研修会において療育福祉センターの実施する専門的支援の内容を、より丁寧に説明し、周知。 ◆医療や障害福祉サービスなどに関する相談調整や発達障害児・者の相談支援の実施(R元.9追加・修正)	中央児童相談所との合築にむけ、業務体制の整理、障害相談以外の相談(虐待や非行等)への対応力を身につけていく。 市町村職員研修会の充実。 関係機関との連携強化						中央児童相談所等関係機関と連携した相談体制の充実(R元.9追加)						◆療育福祉センターと中央児童相談所の合築整備により、平成31年4月から障害児も含め、子どもの相談窓口は児童相談所一元化。療育福祉センターでは、医療や福祉サービスに関する専門的な相談対応を実施 ◆障害のある方や保護者からの相談等(地域連携室や発達障害者支援センターでの相談、市町村からの更生医療電話相談)に対して適切に対応を行うことができる	◆身体障害者更生相談所業務に間わる市町村職員の専門性の向上に向け、日々の業務の中で語りごとなどに気を配り、適切な助言等を行う	障害福祉課	21											

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」(平成29～令和6年度)の進捗状況

資料 2

報告機関名(子ども家庭課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	事業名	平成28年度の取組	第三次計画(平成29年度～令和6年度)の主な取組	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	第三次計画での数値目標(R4.3月変更)	第三次計画(平成29年度～令和6年度)の主な成果	課題(概括)	担当課又は関係機関	計画年度(記載ページ)
11	1 情報提供・相談体制の強化	② 相談機能の充実・強化	ア 相談体制の充実 ○ その他の関係機関における相談	◆消費生活センター費 ◆DV被害者支援事業費 ◆こち男女共同参画センター管理運営費	◆消費生活センター、女性相談支援センター、こち男女共同参画センター「ソレ」の相談窓口で、関係機関と連携しながら相談対応を行っている。 ◆消費生活センター相談件数 2,906件	◆各相談窓口での取組を充実、継続していくと共に、相談内容に応じて、高知家の女性しごと応援室やひとり親家庭等就業・自立支援センター等につなぐ等、関係機関と連携して相談者への対応を実施する。 ◆消費生活センター、女性相談支援センター、こち男女共同参画センター「ソレ」の各相談窓口で受け付けた内容に応じ、高知家の女性しごと応援室やひとり親家庭等就業・自立支援センター等の適切な関係機関に繋ぐ。	◆消費生活センター消費生活相談件数 3,110件	◆消費生活センター消費生活相談件数 2,579件	◆消費生活センター消費生活相談件数 2,360件	◆消費生活センター消費生活相談件数 2,395件	◆消費生活センター消費生活相談件数 2,223件	◆消費生活センター消費生活相談件数 2,269件	◆消費生活センター消費生活相談件数 2,272件	◆消費生活センター消費生活相談件数 2,145件	◆ひとり親家庭支援センター等と連携した相談体制の充実	◆消費生活相談件数自体は減少傾向にあるものの、H28年度は47.9%であった市町村窓口での相談件数の割合は、R6年度は59.9%とほぼ6割に上っており、相談先が県民により身近な相談窓口に移行してきている	◆市町村を含め、消費生活相談員の高齢化、人材不足が課題 ◆相談体制の充実・強化のためにも、なり手確保の取組が欠かせない	県民生活課	21
					◆女性相談支援センター相談件数 1,189件 ◆ソレの相談件数 1,650件	◆女性相談支援センター相談窓口での対応									◆高知家の女性しごと応援室、ひとり親家庭支援センター等の関係機関と連携した相談体制の充実	◆女性相談支援センター相談件数 *H28:1,189件 *R6:1,123件	◆相談件数については、平成28年度と比較して減少しているものの、全体としては横ばい傾向である。引き続き適切な相談対応を行うとともに広報・啓発活動を実施し、DV被害者及び困難な相談を抱える女性の早期発見につながる	人権・男女共同参画課	21
12	1 強化	① 相談機能の充実・強化	イ ひとり親家庭を支援する関係者の資質向上	◆ひとり親家庭等自立支援事業	◆母子父子自立支援員など関係職員への研修会の実施や研修会への参加 ・ひとり親家庭福祉事務担当者の実施(5/27) ・四国ブロック母子父子自立支援員研修会の開催(10/28) ・全国母子父子自立支援員研修会への参加(9/29-30)	◆母子父子自立支援員等の相談関係者が、個々の状況に応じた対応が適切にできるよう、関係機関との間で連携体制を確立 ◆ハローワーク、高知家の女性しごと応援室との間で定期的に連絡会を開催し、情報共有、課題の分析を行いながら、連携体制を強化 ◆遠方で未所相談が難しいひとり親家庭への支援強化 ・移動相談の拡充(R4.8修正) ◆「ひとり親家庭相談支援アプリ」を活用した就業に関する支援機関や支援制度等の情報提供(R4.8追加)	◆母子父子自立支援員など関係職員への研修の実施								◆研修等への参加により母子父子自立支援員など関係職員の資質向上を図った。 ・ひとり親家庭福祉事務担当者 ・四国ブロック母子父子自立支援員研修会 ・全国母子父子自立支援員研修会 ◆ひとり親家庭福祉事務担当者会について、対面やWebでの開催では業務都合による不参加となる自治体があるため、R6年度は動画をYouTubeで配信する方式とした。	◆研修会への参加等により、継続的に資質向上を図る必要がある	子ども家庭課	21	
13	2 就業支援の強化	① 就業のための支援	ア ひとり親家庭支援センターによる就業支援 ○ 就業情報の提供、就業のあっせん	◆ひとり親家庭等自立支援事業	◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業情報の提供、就業のあっせん、移動相談等の支援を行っている。 ・就業者数：68人 (H27:60人) ・移動相談：21回 ◆無料職業紹介事業 ・求人登録件数：845件 (H27:545件)	◆就業のミスマッチ解消に向け、ひとり親家庭のニーズを踏まえたきめ細かな支援が行えるよう、関係機関との間で連携体制を確立 ◆ハローワーク、高知家の女性しごと応援室との間で定期的に連絡会を開催し、情報共有、課題の分析を行いながら、連携体制を強化 ◆遠方で未所相談が難しいひとり親家庭への支援強化 ・移動相談の拡充(R4.8修正) ◆「ひとり親家庭相談支援アプリ」を活用した就業に関する支援機関や支援制度等の情報提供(R4.8追加)	◆ハローワーク、高知家の女性しごと応援室との間で定期的連絡会を開催し、情報共有、課題の分析等を行い、連携体制を確立していく。 ◆ひとり親家庭支援センター公式LINEを活用した情報提供(R5.9修正)							◆ひとり親家庭支援センターにおける就職率60.0% ◆ひとり親家庭支援センターが女性しごと応援室に就業支援を依頼した相談者の割合:70.0%	◆ひとり親家庭支援センターにおける就職率60.0% ◆他の就業支援機関と連携した就業支援 ・新規求職者数 H28:89人→R6:23人 ・うち就業者数 H28:68人→R6:8人 ◆ひとり親家庭支援センターにおける就職率 H28:57.6%→R6:38.7% ◆女性しごと応援室に就業支援を依頼した相談者の割合 R2:4.3%→R6:40.0%	◆令和3年度に実施した「高知県ひとり親家庭等実態調査」では、母子家庭の年間就労収入は、200万円未満の世帯が約半数を占め、家計が苦しいと感じている割合は、7割を超えていることから、引き続き就職やより所得の高い職への転職に向けた就業支援が必要 ◆一方で、R6のひとり親家庭支援センターにおける就職率は38.7%と、目標の60.0%に達していないことから、高知家の女性しごと応援室やハローワーク等との連携を強化し、相談者一人ひとりに応じたきめ細やかな就業支援が必要	子ども家庭課	22	
14	2 就業支援の強化	① 就業のための支援	イ 高知家の女性しごと応援室による就業支援	◆高知県女性就労支援事業	◆全体的な就職率等は向上しており、ひとり親家庭等就業・自立支援センターとも連携しながら就業支援を行っている。 ・新規相談者数427人(累計1,107人) ・相談件数 1,238件(累計3,108件) ・就業者数 165人(累計 347人) ◆高知家の女性しごと応援室によるきめ細やかな就業支援	◆応援室のさらなる周知 ◆労働局や経済団体等と連携した効果的な周知 ◆双方の業務内容や支援内容の理解 ◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターとの連携の実施 ◆県と労働局との一体的実施事業として、週1回、ハローワークジョブセンターほんまら内で、出張相談窓口の開設及びミニセミナーの開催を実施(R6.7追加)	◆ハローワークとの連携、県内ハローワークで出張相談会の開催							◆高知家の女性しごと応援室における就職率(3ヶ月以内の就職希望):65% (~R元) ◆高知家の女性しごと応援室における就職者数:※800人(R2～R5年度累計) ※高知県子ども子育て支援事業計画の目標値(R6)	◆高知家の女性しごと応援室利用実績等(再掲) ・相談者数:件数H29:1,385件→R6:2,653件 ・新規相談者数H29:396人→R6:515人 ・就業者数H29:160人→R6:204人	◆高知家の女性しごと応援室の利用実績は大幅に増加している。今後、潜在的なニーズの掘り起こしが必要(再掲)	人権・男女共同参画課	22	
15	2 就業支援の強化	① 就業のための支援	ウ 生活困窮者自立支援制度による就業支援	◆被保護者就労支援事業 ◆就労準備支援事業 ◆就労訓練事業所支援事業	◆被保護者就労支援事業 ・県実施(23町村) 直営にて実施 ◆就労準備支援事業 ・相談人数 18人 ・プラン作成人数 7人 ◆就労訓練事業所支援事業 ・県実施(23町村) 高知県社会福祉協議会に委託。 ・認定事業所数 3件	◆平日や週3日といった柔軟な働き方のできる就労訓練を活用した就業支援を実施。そのために、認定就労訓練事業所の新たな開拓を実施。 ◆認定就労訓練事業所の新規開拓 ◆就労訓練事業所支援事業による訓練事業所の新規開拓及び事業所の支援(R5.10修正)	◆認定就労訓練事業を通じて就労実績を弾みに就労訓練事業所認定の促進							◆生活保護就労支援員、ハローワーク等就業支援関係機関との連携強化及び自立相談支援員の就業支援ノウハウの獲得 ◆自立相談支援事業を通じて、認定就労訓練事業、生活保護受給者等就業自立促進事業を活用した就労の実現	◆就労準備支援事業 ・県実施(23町村) 高知県社会福祉協議会に委託 ・相談件数(H28)18件→(R6)4件 ・プラン作成件数(H28)7件→(R6)1件 ◆就労訓練事業所支援事業 ・県実施(23町村) 高知県社会福祉協議会に委託 ・認定事業所数(H28)3件→(R6)18件	◆就労訓練事業所支援事業による訓練事業所新規開拓により、認定就労訓練事業所数が増加 ◆相談者の多くが高齢者であることや地理的要因等で通所が困難な場合が多いため、訓練利用の促進が必要	地域福祉課	22	

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」(平成29～令和6年度)の進捗状況

資料 2

報告機関名(子ども家庭課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	事業名	平成28年度の取組	第三次計画(平成29年度～令和6年度)の主な取組	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	第三次計画での数値目標(R4.3月変更)	第三次計画(平成29年度～令和6年度)の主な成果	課題(鑑括)	担当課又は関係機関	計画年度記載ページ
15				◆被保護者就労支援事業(R3.11追記)	◆被保護者就労支援事業 ・県実施(23町村) 直営にて実施	就労支援員とケースワーカーが連携して、求人情報の提供やハローワーク同行訪問等の就労支援を実施する	◆ハローワーク等就労支援関係機関等の連携強化及び就労支援ノウハウの獲得							◆就労支援員を配属し、就労支援プログラムを策定するなどにより、各世帯への具体的な支援の実施や就労意欲の維持向上につながった	◆保護受給期間が長くなるなど就労意欲が低い者への支援のあり方について継続して検討していく必要がある	福祉指導課	22		
16	2 就業支援の強化	① 就業のための支援	エ 自立支援プログラム策定による支援	◆ひとり親家庭等自立支援事業	◆児童扶養手当受給者の自立を支援するため、生活や子育ての状況、求職活動や職業能力開発の取組等の状況など、個々のケースに応じたプログラムを策定し、就業を支援している。 ◆母子・父子自立支援プログラム策定 ・支援要請者:1人(前年度から継続) ・就職決定者数:1人	◆ハローワーク等の関係機関との役割分担、連携 ◆個々のケースの中身を見極め、よりふさわしい支援機関につなぐ。 ◆市町村等と連携し、制度の周知を進めながら、プログラム策定により生活状況等の向上が見込めるひとり親家庭を洗い出し、働き掛ける。	◆市町村等と連携した制度の周知、自立支援プログラム策定による支援(R5.9修正) →ハローワーク等と連携し、プログラム策定によるひとり親家庭の安定した生活の実現							◆自立支援プログラム策定による就職者数:10人	◆自立支援プログラム策定による就職者数 ・H28:1人→R6:8人	◆令和3年度に実施した「高知県ひとり親家庭等実態調査」では、母子家庭の年間就労収入は、200万円未満の世帯が約半数を占め、家計が苦しいと感じている割合は、7割を超えていることから、引き続き自立・就業の支援を必要とする方へ働きかけを行い、個々のケースに応じたプログラム策定による継続的な支援を行う必要がある	子ども家庭課	22	
17	2 就業支援の強化	② 資格や技能の取得への支援	ア 資金面での支援 ○ 自立支援教育訓練給付金事業 ○ 高等職業訓練促進給付金等事業 ○ 高等職業訓練促進給付金等事業 ○ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ○ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度(技能習得資金・生活資金)	◆ひとり親家庭等自立支援事業 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付事業	◆自立支援教育訓練給付金事業 ・利用者数1人(市分1、町村分0) ・1市実施 ◆高等職業訓練促進給付金事業 ・利用者数114人(市分109、町村分5) ・県(市村)、10市実施 ◆高等職業訓練促進給付金等事業 ・貸付件数:6件 ・(入学準備金5、就職準備金1) ◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ・利用者数0人 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度(全種類) ・貸付件数:132人(高知市81、県51) ◆各種事業の広範囲リーフレットの配布 配布部数 3,050部 配布先:34市町村他29か所	◆支援を必要としているひとり親家庭への情報が確実に届く環境の整備 ◆各事業の拡充を図り、より使いやすい制度とすることによる利用者数増加 ◆リーフレットの配布先拡大 ◆自立支援教育訓練給付金事業の拡充(雇用保険制度の一般訓練給付金との併用が可能) ◆高等職業訓練促進給付金事業の対象資格拡大(県独自で栄養士、自動車整備士、臨床工学技士を追加) ◆自立支援教育訓練給付金事業の対象講座の拡大(R元9追加) ◆上限額引き上げ(R4.8追加) ◆高等職業訓練促進給付金事業の拡充(支給期間、支給金額の加算)(R元9追加) ◆対象資格拡大(IT関係)、修業期間(1年以上→6月以上)や修業形態(オンライン学習)の緩和(R4.8追加)	◆リーフレットの配布先拡大 ◆各事業の拡充(R5.9修正)							◆自立支援教育訓練給付金等事業利用者数:25人 ・高等職業訓練促進給付金等事業利用者数:75人 ・高等職業訓練促進給付金等事業による資格取得者数:30人 ・高等職業訓練促進給付金事業による正規雇用者数:25人 ・母子父子寡婦福祉資金利用者数(技能習得資金・生活資金):10人	◆自立支援教育訓練給付金事業 利用者数 ・H28:1人→R6:14人(市11、町村3) ◆高等職業訓練促進給付金事業 利用者数 ・H28:114人→R6:50人(市44、町村6) ◆高等職業訓練促進給付金等事業 貸付件数 ・H28:6件→R6:21件 ◆入学準備金1、就職準備金3、住宅支援17) ◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 利用者数 ・H28:0人→R6:0人 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度(技能習得資金・生活資金) 貸付人数 ・H29:11人→R6:8人(技能1、生活5) ※高知市7人(技能4、生活3)	◆自治体職員が説明に苦慮するほど制度内容が難解 ◆制度名や支援内容が類似しているため、利用者が混乱しやすい ◆いかに利用者へ平易に伝えられるかが課題 ◆令和3年度に実施した「高知県ひとり親家庭等実態調査」では、事業を知らない人の割合が3割近くあるため、継続した周知が必要	子ども家庭課	23	
18	2 就業支援の強化	支② 資格や技能の取得への支援	イ 技能を取得するための講座や職業訓練 ○ ひとり親家庭等支援センターによる支援	◆ひとり親家庭等自立支援事業	◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる就業支援講座等の実施 ・パソコン講座 ・2回 受講者:計3人 ・初心者向けパソコン体験 随時実施	◆センターの来所者に対してアンケートを行い、その内容を踏まえて講座の内容を検討、実施 ◆講座の回数の拡充	◆受講者のニーズの把握、開催回数の拡充 →より就業に結び付きやすい講座を実施							◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる就業支援 ・パソコン講座等の実施 ・R6:5回開催、延22名参加 ◆在宅就業推進事業の実施(R5) ・IT基礎講座 全5講座 延74名参加	◆R5に実施した在宅就業推進事業の就業希望に関するアンケートでは、「将来的に在宅ワークを含む多様な働き方をしていきたい」、「今後、就職・転職(在宅ワーク)を考えている」と回答した方が65.7%を占め、在宅ワークのニーズが高いことから、柔軟な働き方につながるデジタルスキルを深める講座の紹介等、引き続き就職に役立つ技能取得への支援が必要	子ども家庭課	23		
19	2 就業支援の強化	② 資格や技能の取得への支援	イ 技能を取得するための講座や職業訓練 ○ 公共職業訓練	◆委託訓練事業	◆有効求人倍率は1.16倍と緩やかには改善してきているものの、職種別の求人倍率にはバラツキがある。 ◆民間の教育訓練機関に委託した公共職業訓練の実施 ・全体 訓練受講者 563人 就職者 470人 就職率 83.5% ・母子家庭の母等枠 受講者 8人 就職者 8人 就職率 100%	◆引き続き公共職業訓練を実施するとともに、巡回就職支援指導員による就職支援を実施する。 ◆求職者職業委託訓練を実施し、パソコン介助/宅建等の資格取得や、巡回職業支援指導員によるきめ細やかな受講生に対する高スキル・ハローワークの求人情報の提供等により就職率の向上に取り組む。	◆民間の教育訓練施設に委託した公共職業訓練の実施							【全体】 ・受講者 H28:563人 → R5:479人 ・就職者 H28:470人 → R5:422人 ・就職率 H28:83.5% → R5:88.1%	全体の就職率、母子家庭の母等枠の就職率ともに、70%を上回っており、一定程度の就職支援ができてきている。 今後引き続き公共職業訓練を実施するとともに、巡回就職支援指導員による就職支援を実施する。	雇用労働政策課	23		

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」(平成29～令和6年度)の進捗状況

報告機関名(子ども家庭課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	事業名	平成28年度の取組	第三次計画(平成29年度～令和6年度)の主な取組	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	第三次計画での数値目標(R4.3月変更)	第三次計画(平成29年度～令和6年度)の主な成果	課題(総括)	担当課又は関係機関	計画冊子記載ページ			
20	2 就業支援の強化	③ 事業主への啓発	ア 事業主への啓発の推進	◆ひとり親家庭等自立支援事業	◆ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業の求人企業開拓に合わせ、事業主に対する啓発活動を行っている。 ◆事業主に対して、ひとり親を一定の条件で雇用した場合に支給される助成金制度等の周知を図っている。	◆ひとり親家庭の生活状況、ニーズに沿った就業機会の確保 ◆求人企業開拓に合わせた啓発活動の強化	◆求人企業開拓に合わせ、事業主に対してひとり親の雇用に係る助成金制度等を啓発								◆訪問等による企業開拓 ・R3:1件→R6:0件(累計3件)	◆ひとり親家庭支援センターによるR5の企業開拓は1件と低調なことから、引き続き求人企業開拓にあわせ、事業主に対する啓発活動や助成金制度の周知等を行うとともに、高知家の女性しごと応援室やハローワーク等と連携し、ひとり親家庭のニーズに沿った就業機会の確保に取り組み必要がある	子ども家庭課	23				
21	3 経済的支援の充実	① 経済的支援の充実	ア 経済的支援制度による支援 ○ 児童扶養手当の適正な支給 ○ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度による適正な貸付 ○ ひとり親家庭医療費助成の助成	◆児童扶養手当費 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付事業 ◆ひとり親家庭医療費助成事業	◆児童扶養手当の支給 ・受給者数(H29.3):8,026人 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度による貸付(全種類) ・利用人数:132人(高知市81、県51) ◆ひとり親家庭医療費助成 ・受給対象者数(実人員):15,488人(児童含む)	◆市町村と連携して制度の周知を進めるとともに、経済的支援事業の継続実施 ◆児童扶養手当の支給要件等の見直し(H30.8追加) ◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度の拡充(H30.8追加) ◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度の拡充(R元.9追加) ◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度の拡充(R2.9追加) ◆ひとり親家庭医療費助成の拡充(R元.9追加) ◆未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給(R元.9追加) ◆ひとり親世帯臨時・特別給付金の支給(R2.7追加) ◆ひとり親世帯生活支援特別給付金(R4.8追加)	◆児童扶養手当の支給 ・(H30.8) 全部支給に係る所得制限限度額の引き上げ ・(H31.11) 年3回から年6回に隔月支払に変更 ◆修学資金、就学支度資金(母子父子寡婦福祉資金貸付金)などの貸付 ・(H30.4) 修学資金と就学支度資金の対象に大学院を追加 ・(R元.9) 修学資金の償還期間延長他 ・(R2.4) 連約金利率の引下げ、修学資金の貸付対象経費拡充(生活費等)他 ◆ひとり親家庭医療費の助成 ・(R元.7) 未婚のひとり親についてみなし寡婦(夫)控除を適用 ◆臨時・特別給付金の支給												◆児童扶養手当の支給 ・受給者数 H29.3:8,026人→R7.3:5,727人 ◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度 ・貸付件数H28:132件→R6:59件(新規44、継続15) ※高知市 68件 ◆ひとり親家庭医療費の助成 ・支給対象者数(実人員 児童含む) H28:15,488人→R6:11,131人	◆就業による自立ができるまでの間については、各種制度による経済的支援が必要ことから、支援を必要とする方に確実に情報が届くよう、引き続き市町村と連携した制度の周知が必要	子ども家庭課	24
22	3 経済的支援の充実	① 経済的支援の充実	ア 経済的支援制度による支援 ○ 生活福祉資金貸付制度による適正な貸付	◆生活福祉資金貸付事業	◆県社会福祉協議会で実施している「生活福祉資金貸付事業」に相談に来られたひとり親家庭等の方に対し、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の情報提供 ◆生活福祉資金貸付制度を必要とするひとり親家庭等への貸付	◆県社会福祉協議会の「生活福祉資金貸付事業」において、生活福祉資金貸付制度を必要とするひとり親家庭等への貸付	◆生活福祉資金貸付制度を必要とするひとり親家庭等への貸付								◆貸付決定件数(R6) ・教育支援資金73件 25,118千円 うちひとり親世帯45件 14,824千円	◆貸付相談及び貸付の際に、市町村社協及び自立相談支援機関との連携により世帯状況の把握に努め、世帯の経済的自立及び生活意欲の助長促進が必要	地域福祉政策課	24				
23	3 経済的支援の充実	① 経済的支援の充実	イ 子どもに対する支援 ○ 高等学校等就学支援金の支給 ○ 高校生等奨学給付金事業の実施 ○ 私立中学校等修学支援実証事業の実施(R3年度まで) ○ 私立学校等授業料の減免	○私立高等学校等就学支援金交付金 ○高校生等奨学給付金 ○私立中学校等修学支援実証事業費補助金(H29創設～R3終了)(R4.10修正) ○私立学校授業料減免補助金 ○私立学校授業料臨時特別支援事業費補助金	・高等学校生においては、就学支援金に加えて授業料減免制度により、年収350万未満世帯においては、実質授業料は無償(減免補助率10/10) ・高校生等奨学給付金事業 ・小中学校生については、非課税世帯への授業料減免制度のみで家庭負担も必要(補助率2/3、学校、県各1/3)	○私立高等学校等就学支援事業の実施 ○高校生等奨学給付金事業の実施 ○小中学生への授業料等への経済的支援事業を新設(国庫補助金実証事業)(R5.9修正) →年収400万円未満世帯に属する私立小中学校生について、授業料等に関する経費を補助する(10万円/年) →R3年度事業終了(R4.10修正) ○私立学校授業料減免補助事業の実施 ○小中学生への授業料等への経済的支援事業を新設(新型コロナウイルス臨時交付金等を活用した臨時特別支援事業費補助金) →年収400万円未満世帯に属する私立小中学校生について、10万円/年を差し引いた授業料全額を補助する(補助率10/10、県) →R4.5.6各年度限り(R6.7追加)	◆補助事業等の実施 ・(R2.4) 就学支援金の支給限度額を引き上げ ・(R2.4) 授業料減免補助金の支給対象を拡充 ・(R4.4) 実証事業の終了に伴い、授業料減免補助金の支援を拡充 ・(R4.6) ・(R4.6) 新型コロナウイルス臨時交付金等を活用し、小中学校の授業料減免補助金の											◆授業料等の経済的支援の充実を図ったことで、教育に係る経済的負担の軽減につながった	◆私立小中学校に通う児童生徒の保護者に対する経済的支援の充実	私学・大学支援課	24	

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」(平成29～令和6年度)の進捗状況

資料 2

報告機関名(子ども家庭課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	事業名	平成28年度の取組	第三次計画(平成29年度～令和6年度)の主な取組	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	第三次計画での数値目標(R4.3月変更)	第三次計画(平成29年度～令和6年度)の主な成果	課題(鑑括)	担当課又は関係機関	計画で記載ページ
24	3 経済的支援の充実	① 経済的支援の充実	子どもに対する支援 ○ 高等学校等就学支援金等の支給 ○ 無利子奨学金の貸与	◆ 高等学校等就学支援金事業 ◆ 高校生等奨学給付金事業 ◆ 高知県高等学校等奨学給付金事業	◆ 授業料の支援のための高等学校等就学支援金の支給 ◆ 高校生等がいる低所得世帯への授業料以外の教育費の支援のための奨学給付金の支給 ◆ 高知県高等学校等奨学給付金事業	◆ 機会ある毎にリーフレットを配布するなどして、制度の周知徹底を行う。 ○ 高知県高等学校等就学支援金 ○ 高知県高校生等奨学給付金 ○ 高知県高等学校等奨学給付金										◆ リーフレット等の配布をし制度の周知を行い、支給、貸与を行った	◆ 要件を満たす対象者に支給、貸与するために、引き続き制度の周知を図る必要がある	高等学校課	24
25	3 経済的支援の充実	① 経済的支援の充実	子どもに対する支援 ○ 高等学校等就学支援金等の支給	◆ 特別支援学校就学奨励事業	◆ 特別支援学校へ在籍する児童生徒の保護者等へ、教育関係経費を補助	◆ 特別支援学校等に在籍する児童生徒の保護者等へ、教育関係経費の補助を行う。 ◆ 特別支援学校等への就学のために必要な教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じ、補助を行う。										◆ 特別支援学校へ在籍する児童生徒の保護者への教育関係経費を補助した	◆ 特別支援学校へ在籍する児童生徒の保護者への教育関係経費を補助するために、制度の周知徹底を図る	特別支援教育課	24
26	3 経済的支援の充実	② 養育費の確保及び面会交流への	広報・啓発活動の実施	◆ ひとり親家庭等自立支援事業	◆ ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおける法律相談、養育費相談支援センター(国設置機関)についての情報提供を行っている。 ・各種媒体を利用したセンターの法律相談の周知 ・養育費相談支援センターのパンフレット配布	◆ 情報提供の強化 ・市町村と連携し、支援を必要としているひとり親への周知の徹底を図る。 ・広報媒体の拡大を図る。	◆ 広報・啓発活動の実施 市町村と連携し、様々な機会を通じて、ひとり親家庭支援センターの法律相談、養育費相談支援センターの取組について情報提供を実施。(R5.9修正)									◆ 「ひとり親家庭福祉のしおり」の配布 ◆ ひとり親家庭支援センターについて市町村広報誌等へ掲載 ◆ ひとり親家庭支援センターHPIによる最新情報の提供(通年) ◆ ひとり親家庭支援センター公式LINEによる法律相談等の情報提供(通年) ◆ 養育費の取決めなどにかかった費用に対する補助制度を策定(R6.4)	◆ 養育費の受領率は、全国平均を下回っている 母子世帯 高知県 25.99% 全国 28.1% 父子世帯 高知県 7.0% 全国 8.7% ◆ 引き続き、ひとり親家庭支援センターの法律相談など養育費確保に向けた支援事業の周知を図る必要がある ・高知県養育費確保支援事業(R6～)は利用が進んでいないことから、町村等と連携してさらなる周知が必要 ◆ 法律相談の利用者数は目標を達成しているが、高知市の方の利用が中心となっていることから、町村部でのひとり親家庭支援センターのPRを強化するとともに、遠方からも相談できるオンライン相談について周知を行い、利用を促進する必要がある R6法律相談地域別利用状況 高知市:76人 その他の市町村:41人	子ども家庭課	25
27	3 経済的支援の充実	支援	① 法律相談の充実	◆ ひとり親家庭等自立支援事業	◆ 司法書士による専門相談を月2回実施し、離婚、養育費等の相談に対応している。 ◆ 司法書士による専門相談 24回実施、計28件	◆ より専門的な相談対応ができるよう、体制を充実させる。 ・H29年度から、弁護士による法律相談(月1回)を新たに始める。 ・R4年度から、弁護士による法律相談を月2回に拡充(R4.8追加)	◆ 法律相談の充実 ひとり親家庭支援センターにおいて、養育費の取り決めや履行確保等に関する問題を解決するため、弁護士等専門家による個別相談を実施								◆ 法律相談利用者数:100人	◆ 法律相談 利用者数 ・H28:28人→R6:117人(司法書士35人、弁護士82人) うち養育費に係る相談:75人		子ども家庭課	25
28	4 日常生活支援の充実	① 保育・子育て支援の充実	ア 保育サービス等の充実 ○ 保育所等優先的利用の推進 ○ 保育サービス等の充実 ○ 保育料の軽減	◆ 保育サービス促進事業	◆ 保育サービス等 ・延長保育 13市町村140か所 ・休日保育 5市12か所 ・一時預かり 23市町村89か所 ・病児・病後児保育 7市町村10か所	◆ 多様な保育ニーズに対する保育サービスを充実し、促進する。 ○ 保育所優先入所の促進を市町村へ働きかけ ◇ 保育サービス等の充実のために、延長保育、休日保育、一時預かり、病児・病後児保育の充実を市町村へ働きかけ ◆ 施設型のサービスに加えて訪問型等少数ニーズに対応できる提供方法を検討する。	◆ 保育サービス等の充実 ・保育所優先入所の推進→ひとり親家庭の優先利用 ・延長保育・一時預かり・休日保育・病児病後児保育など保育サービス等の充実・拡大								○ 延長保育 14市町村140か所 ○ 一時預かり 26市町村110か所 ○ 病児・病後児保育 10市町村25か所	◆ 保育サービス等の充実 ・延長保育 H28:13市町村140か所 → R 6:14市町村145か所 ・休日保育 H28:5市12か所 → R 6:4市11か所 ・一時預かり H28:23市町村89か所 → R 6:26市町村101か所 ・病児・病後児保育 H28:7市町村10か所 → R 6:7市町村19か所	◆ さらなる保育サービスの充実に向けては、保育士等の人材確保と人材育成の強化が必要	幼保支援課	26

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」(平成29～令和6年度)の進捗状況

報告機関名(子ども家庭課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	事業名	平成28年度の取組	第三次計画(平成29年度～令和6年度)の主な取組	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	第三次計画での数値目標(R4.3月変更)	第三次計画(平成29年度～令和6年度)の主な成果	課題(総括)	担当課又は関係機関	計画子記載ページ		
29	4 日常生活支援の充実	① 保育・子育て支援の充実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○ 子育て短期支援事業(トワイライトステイ、ショートステイ)の推進	◆高知県地域子育て支援拠点等運営事業費補助金及び地域子ども・子育て支援事業費補助金	◆保護者が疾病等の場合や仕事その他の理由により、養育することが困難な場合に児童養護施設等で一時的に子どもを預かる事業の実施 ◆事業実施のために必要な開始備を受理した。 ◆「第二種社会福祉事業開始届済み市町村数」:26市町村  ◆事業を実施する市町村に対し、財政的な支援を行った。 ・H28年度補助金交付:8市町、466人日	◆里親、ファミリーホームを活用した、受け入れ先の開拓 ◆里親制度の周知 ◆事業を実施する市町村に対し、財政的な支援を継続して行う。	里親委託の推進 ・子育て短期支援事業の受入先として未委託里親を活用 ・里親制度の周知								子育て短期支援事業全市町村で必要に応じて利用できる ※高知県子ども・子育て支援事業支援計画の目標値(R6)	◆補助金交付 ・H28:6市町、466人日→R6:10市町、667人日(うち里親活用:4市町、142人日)	◆児童養護施設等における受入には限度があり、ニーズがあっても実施ができない状況が見られる ◆県においては、里親の確保を行うとともに、市町村に対して積極的な里親活用を依頼していく必要がある	子ども家庭課	26		
30	4 日常生活支援の充実	① 保育・子育て支援の充実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○ 放課後児童クラブ等の充実 ○ 放課後児童クラブの優先的利用等への推進(R6削除)	◇地域学校協働活動推進事業	◇全小学校区の約94%が放課後に子どもたちが安全に過ごせる居場所である放課後児童クラブ又は放課後子ども教室が設置された。 ◇安全で健やかな放課後の子ども居場所づくりと学びの場充実への支援 放課後児童クラブ・子ども教室:307カ所(実施校率93.8%)  ◇学校と地域が連携、協働し、地域全体で子どもたちを見守り育てる体制づくりを推進するための学校支援地域本部事業の取組が全市町村において始まった。 学校支援地域本部事業の実施:34市町村67本部134校	◇安全で健やかな放課後の子ども居場所づくりと学びの場充実への支援 ◇放課後児童対策パッケージ(子ども教室、児童クラブ)の推進 ・運営費等補助 ・運営費補助 ・施設整備費補助  ◇地域学校協働本部の設置促進及び活動内容の充実と高知県版地域学校協働本部への展開 ◇地域学校協働活動推進事業への支援 ・運営費等補助 ・運営費補助 ・民生委員・児童委員との連携による見守り体制の強化	◇安全で健やかな放課後の子ども居場所づくりと学びの場充実への支援	◇地域学校協働本部の設置促進及び活動内容の充実	◇高知県版地域学校協働本部への展開						◆全小学校区の約98%に、放課後等に子どもたちが安全に過ごせる居場所である放課後児童クラブ又は放課後子ども教室が設置された <H28>:307カ所(実施校率93.8%)→<R6>:330カ所(実施校率97.8%) ◆高知県版地域学校協働本部の仕組みを構築した小・中学校:小学校176校、中学校85校、義務教育学校4校<H28>:0校→<R6>:265校	◆待機児童の解消に向け、市町村が行う新たな放課後児童クラブの整備と従事する職員の確保に向けた支援が必要  ◆各市町村の「高知県版地域学校協働本部」の取組が円滑に進むよう県の支援が必要。	生涯学習課	26			
31	4 日常生活支援の充実	① 保育・子育て支援の充実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○ 地域子育て支援センター等の拡充	◆地域子育て推進事業	◆地域子育て支援センターの設置状況 23市町村45カ所 ◆地域子育て支援センター職員への研修 ・研修会の開催 初任者研修1回 現任者研修4回 ・地域子育て支援拠点支援員養成研修 専門研修 2回 108名認定  ◆高知県安心子育て支援事業費補助金による支援 ・子育て支援に関する独自事業への補助 ・地域での交流の場づくりへの支援(国の基準を満たさない小規模な地域子育て支援拠点施設を設置する町村への支援)など	◆ネットワークを基盤とした妊娠前から子育て期までの切れ目のない包括的な支援(住民参加型の子育てしやすい地域づくり) (量の確保) ・地域の実情に応じた地域子育て支援拠点の設置及び地域資源を活かした交流の場の確保 ・市町村訪問による現状把握と支援対象の明確化及び好事例の横展開 ・子ども・子育て支援交付金を活用した運営費補助 ・高知県母子保健・子育て支援総合補助金を活用した小規模拠点の運営費補助(～R5) ・人口減少対策総合交付金を活用した小規模拠点の運営費補助(R6.4～)(R6.7追加) (質の確保) ・地域子育て支援センターの職員確保・定着 ・施設長研修 ・子育て支援員研修 ・地域子育て支援センター現任者研修 ・妊娠前から地域での切れ目のない支援体制の確保にむけた地域子育て支援拠点の機能強化 ・高知県母子保健・子育て支援総合交付金を活用した母子保健との連携強化や地域との連携推進にむけた取組等を支援(～R5) ・人口減少対策総合交付金を活用した小規模拠点の運営費補助(R6.4～)(R6.7追加)	◆ネットワークを基盤とした妊娠前から子育て期までの切れ目のない包括的な支援(住民参加型の子育てしやすい地域づくり) (量の確保) ・地域の実情に応じた地域子育て支援拠点の設置及び地域資源を活かした交流の場の確保 ・市町村訪問による現状把握と支援対象の明確化及び好事例の横展開 ・子ども・子育て支援交付金を活用した運営費補助 ・高知県母子保健・子育て支援総合補助金を活用した小規模拠点の運営費補助(～R5) ・人口減少対策総合交付金を活用した小規模拠点の運営費補助(R6.4～)(R6.7追加) (質の確保) ・地域子育て支援センターの職員確保・定着 ・施設長研修 ・子育て支援員研修 ・地域子育て支援センター現任者研修 ・妊娠前から地域での切れ目のない支援体制の構築 ※日本一の健康長寿県構想第3期Ver.2  ◆高知版ネットワークの推進 ・子育て支援サービスの充実による「子育てしやすい地域づくり」 ・妊娠前から子育て期まで切れ目のない支援体制の構築 ※日本一の健康長寿県構想第4期  ◆子育てしやすい地域づくり ・住長参加型の子育てしやすい地域づくり ※日本一の健康長寿県構想第5期	◆地域子育て支援拠点の設置促進 平成31年度数値目標 25市町村50カ所 ※ 高知県次世代育成支援行動計画	◆地域子育て支援拠点の設置促進 令和6年度数値目標 25市町村1広域連合52カ所 ※ 第2期高知県子ども・子育て支援事業計画 高知県次世代育成支援行動計画(改定版)	◆計画の見直し	◆高知版ネットワークの推進	◆子育てしやすい地域づくり	◆構想の見直し					・地域子育て支援拠点事業 25市町村52カ所 ※高知県子ども・子育て支援事業支援計画の目標値(R6)	◆地域子育て支援拠点設置状況 25市町村50カ所(R6時点) ◆地域子育て支援センター職員の人材育成 ※高知県子ども・子育て支援事業支援計画の目標値(R6) 初任者研修12回、現任者研修24回、専門研修14回、施設長研修4回 子育て支援員認定者数 H28:210人 → R6:642人 ・地域子育て支援センター見学会実施(H29～R6):5回 58人参加(R6希望者都合により実施なし) ・地域子育て支援拠点強化アドバイザー派遣によるコンサルテーション及び研修・交流会の実施(R1～R6) ◆補助金による支援 ・高知県安心子育て支援事業費補助金による支援(～R2) →地域子育て支援センター等機能強化事業費補助金(R3～R4) →母子保健・子育て支援総合交付金(R5)→人口減少対策総合交付金(R6～) ・子育て支援に関する独自事業への補助 ・地域での交流の場づくりへの支援(国の基準を満たさない小規模な地域子育て支援拠点施設を設置する町村への支援)など	子育て支援課	26

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」(平成29～令和6年度)の進捗状況

資料 2

報告機関名(子ども家庭課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	事業名	平成28年度の取組	第三次計画(平成29年度～令和6年度)の主な取組	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	第三次計画での数値目標(R4.3月変更)	第三次計画(平成29年度～令和6年度)の主な成果	課題(概括)	担当課又は関係機関	計画年度記載ページ
32	4 日常生活支援の充実	① 保育・子育て支援の充実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○ ファミリーサポートセンターの設置の促進	◆ファミリーサポート・センター事業	◆ファミリーサポートセンターの設置数:3か所 ◆高知版ファミリーサポート・センター設置への支援 ◆会員(預けたい・預かりたい)の増加に向けたセンターのPRと研修の実施	◆ファミリーサポート・センター設置を市町村へ働きかける ◆会員(預けたい・預かりたい)の増加に向けた効果的なPR ◆提供会員になるための講習の広域受講を進める市町村を支援(R2.9追加) ◆子どもの預かり場所に係る施設整備等の費用を支援(R5.10追加) ◆会員数20人未満(5～19人)のセンターへの支援(R5.10追加)									◆ファミリーサポートセンター事業実施市町村数 R元年度時点数値目標※ 13市町村 ◆ファミリーサポートセンター事業提供会員数 数値目標※1,050人 ※日本の健康長寿県構想の目標値(R5)	◆ファミリーサポート・センター設置市町村 H28:3市町 → R6:15市町 ◆提供会員数(両方含む) H28:543人 → R6:1,125人 ◆研修の開催(H29～R6) 子育て支援員専門研修(ファミリーサポート・センター事業) 子育て支援員認定者数 H28:43人 → R6:214人	◆提供会員の確保が課題。研修の周知による会員増の取り組みが必要 ◆認知度は少しずつ上がっているが子どもを預けることへの抵抗などを理由に十分な活用に至っていない。利用に向けた周知が必要 ◆未設置の市町村の現状を把握し、開設に向けた情報提供や補助事業の案内等のサポートが必要	子育て支援課	26
33	4 日常生活支援の充実	① 保育・子育て支援の充実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○ 子どもの居場所づくりへの支援	◆子どもの居場所づくり推進事業	◆子ども食堂の設置数 7市3町・20箇所 ◆子どもの居場所づくりネットワーク会議の開催(2回) ※食事の提供を通して、子どもや保護者の居場所となる「子ども食堂」の取組が、多様な形で県内に広がっている。	◆子ども食堂の開設及び運営に関する経費の配布と学習支援員を募集する市町村教育委員会の情報提供を行う ◆子ども食堂の開設及び運営支援業務 ・子ども食堂開設・運営手引書の作成 ・子どもの居場所開設準備講座の開催 ・子ども食堂の居場所づくりネットワーク会議の開催 ・人材及び食料支援の仕組みの検討 ・あつたがふれいセンターや高齢者福祉施設等を活用した未開設地域での開設(R元.8) ・地域の見守り機能や保護者の子育て力の向上に向けた研修の充実(R元.8) ・地域の支援機関との定期的な連絡会の開催(R元.8) ・子ども食堂シンポジウムの開催(R4.10追加)	◆高知県子ども食堂支援基金への寄附募集 ◆高知家子ども食堂登録制度への登録 ◆高知県子ども食堂支援事業費補助金による財政的支援 ◆県社協のコーディネーター等による伴走支援								◆子ども食堂の設置数※ 34市町村・120か所 ※高知家の子どもの貧困対策推進計画の目標値(R5)	◆開設、運営経費への助成、コーディネーターによる開設、運営経費への助成が、子ども食堂の継続的な運営や新規開設につながった。 (子ども食堂の設置数) ・H28:10市町・20箇所→R6:23市町村・120箇所	◆支援を必要とする子どもや保護者の居場所を充実させていくため、未開設地域での立ち上げや定期的な開催などへのさらなる支援が必要 ◆支援の必要な子ども等を子ども食堂や他の適切なサポートの活用につなぐため、地域の支援機関との連携体制の構築が必要	子ども家庭課	27
34	4 日常生活支援の充実	① 保育・子育て支援の充実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○ 学習支援事業の実施	◆放課後等における学習支援事業	◆各小中学校では、学力定着に課題のある児童生徒には、放課後や長期休業期間を利用した補充学習を実施している。放課後等学習支援員を配置した学校では、個々の学習課題に応じたよりきめ細やかな支援が行われている。 ・H28全国学力・学習状況調査結果 放課後を利用した補充的な学習サポートを週2回以上実施した学校の割合 小学校:61.8%(全国17.9%) 中学校:51.4%(全国15.6%) ◆放課後等学習支援員の配置状況 ・28市町村、1学校組合 ・小学校 90校191名 ・中学校 72校273名	◆定年退職予定者に対し、人材募集案内チラシの配布と学習支援員を募集する市町村教育委員会の情報提供を行う ◆放課後等補充学習が組織的・効果的に実施されるよう、学校訪問を通じて助言・情報提供を行う。 ◆訪問校の取組内容の検証・分析や、先進的な取組を行っている学校の情報収集を行い、放課後等補充学習におけるさらなる内容の充実・強化につなげる。(R30.8) ◆コミュニティ・スクールや地域学校協働本部、放課後子ども教室等の「学びの場」など、他の学習支援の取組と連携を図っていく。(R2.9追加) ◆全ての学習支援員が授業から放課後までの支援が行えるように要件を改正する。(R2.9追加) ◆「学習支援プラットフォーム」に掲載している単元テキスト等のデジタル教材の活用を促進する。(R4.10修正)	◆放課後等学習支援員の配置拡充								◆学習面で課題を抱える児童生徒にも、個々の状況に応じたきめ細やかな学習指導ができています。 ◆放課後等学習支援員の配置状況 (H28) ・28市町村、1学校組合 ・小学校 90校191名 ・中学校 72校273名 (R6 実績) ・30市町村、1学校組合 ・小学校 91校214人 ・中学校 54校170人	◆少人数学習を実施するために、継続的な放課後等学習支援員の人材確保が必要	小中学校課	27	
35	4 日常生活支援の充実	① 保育・子育て支援の充実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○ 学習支援事業の実施	学習支援員事業	・義務教育段階の学習内容が十分に定着しないまま入学し、高等学校の授業についていけない生徒が一定数おり、個々の生徒の実態に応じたきめ細やかな指導の充実が求められている。 ・放課後や長期休業中の補力補習やチーム・ティーチャングによる授業で学習指導補助などを担う学習支援員の配置を拡充。 ・進学に重点を置く5校を除いた32校に対し、のべ108名を配置、5,076時間を実施。	県内大学等と連携を図り、学習支援員(大学生・大学院生)の確保を図る。(R5.10修正) 教員免許を持った時間講師の効果的な活用を確かなる。 指導計画や指導上の留意点などを支援員と担当教員間で事前に打ち合わせを行うことで、指導の充実を図る。 放課後補習等におけるデジタル教材の効果的な活用についての検討(R4.12追加)	◆学力向上推進事業の実施 ・学力定着把握検査の実施による現状把握と学力向上に向けた取組(R4.12修正) ・高等学校つなぎ教材の配付・活用(R5以降はつなぎ教材のデジタルデータを活用)(R4.12修正) ・学習支援員事業による個別の学習支援(R4.12修正) ・教科会・校内研修の充実								◆学習支援員の実施する放課後補習や授業中のチームティーチャング指導によるきめ細かな対応が、基礎学力の定着及び学力向上の一助となっている ◆各校の課題や要望を整理しながら、支援員の配置を希望する学校への配置率100%を継続して実施している	◆学習支援員の確保が難しい学校があるため、県内大学や地域との要なる連携を進め、人材確保を図る ◆デジタル教材の活用を含めた支援員の指導力向上の仕組み作りに加え、学校及び生徒の実情やニーズに即した事業改善を継続的に行っていく必要がある	高等学校課	27	

「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」(平成29～令和6年度)の進捗状況

資料 2

報告機関名(子ども家庭課)

管理番号	基本的な方向	具体的支援の方向	取組の内容	事業名	平成28年度の取組	第三次計画(平成29年度～令和6年度)の主な取組	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	第三次計画での数値目標(R4.3月変更)	第三次計画(平成29年度～令和6年度)の主な成果	課題(総括)	担当課又は関係機関	計画年度			
36	4日日常生活支援の充実	①保育・子育て支援の充実	イ 子育てや生活面での支援体制の整備 ○ 母子生活支援施設の支援機能の充実		◆母子生活支援施設において、母子世帯が安心して相談できる体制の整備 ・様々な理由により母子生活支援施設への入所を希望する母子世帯への入所を支援 ・母子支援員による相談専門機関への紹介 ・心理専門職員(外部相談員を含む)による心理面への支援 ・関係機関との連携・情報共有 安芸和光寮・ちぐさの入所世帯数・入所者数:2施設31世帯82人(H29.3末)	◆関係機関との連携、自立に向けての支援の充実 ・要保護者の早期発見 ・自立に向けての行政との密な情報交換 ・DVなどにより被害を受けた児童及び保護者に対する心理士による心理療法的実施及び個別担当職員による生活面での支援強化 ・月一回以上のケース診断会議の実施 ◆職員のスキルアップ ・県内外への相談員研修の積極的参加 ・スーパーバイザー等による専門性や資質向上の取り組み ・DVや虐待の連鎖を解消する為、助産師や関係機関の協力を得、性教育の実施(R6.7追加)	◆関係機関との連携、自立に向けての支援の充実						◆職員スキルアップのための研修参加					◆高知県母協の強化再構築 高知県母子生活支援施設協議会 職員合同研修会	◆常勤心理士に加え外部心理士も配置し心理療法回数を増加させるなどして入所者の心理面のケアを充実させることができた ◆入所世帯ごとに策定する自立支援計画にPDCAサイクルを導入。進捗状況に対し評価等を行うことで支援の質の向上に繋げることができた。 ◆福祉事務所と連携した就労支援の中でハローワークや就労支援事業所への同行等の役割を積極的に担い入所者の経験やニーズに応じた就労に結びついた事例が増加した(安芸和光寮) ◆母子ともに性教育への理解を深めており今後も毎年継続していく	◆当施設においては近年他県の母子生活支援施設と同様に障害を有する母親や児童の入所が増加していることから、障害のある入所者への適切な支援のあり方や障害福祉サービスの連携方法等についてスキルアップしていることがこれまで以上に求められている ◆措置費収入が入所者数に連動する仕組みで不安定であるため積極的な人材確保が行えない。また、採用する場合でも有償勤務等を敬遠して応募者は極めて少なく、特に、社会福祉士や精神保健福祉士の確保はたいへん厳しくなっている	子ども家庭課	27
37	4日日常生活支援の充実	援②住宅確保のための支援	ア 住居を確保するための取組 ○ 公営住宅への入居について優遇措置の実施 ○ 民間賃貸住宅への入居支援	◆県営住宅管理	◆住居を確保するための取り組みの実施 ・公営住宅への入居について優遇措置を実施 ◆「高知県営住宅の設置及び管理に関する条例」の改正を行い、平成21年度から募集する空室の抽選の際、ひとり親家庭等の入居当選確率を高める新たな優遇措置を実施することとした。	◆ひとり親家庭の住宅確保のための支援として、県営住宅への入居者選考において、当選確率の異なる優遇措置を講じていく。	◆優遇措置の実施効果の検証 検証に伴う見直し										◆ひとり親家庭等に対して、県営住宅の入居者選考の抽選の際の当選確率を高くする優遇措置を継続して実施した。 ・年4回の定期募集における、申込世帯全体に対するひとり親家庭への県営住宅入居者選考抽選の際に優遇措置を行った割合は約17%(R6年度)	・引き続き優遇措置を実施する公営住宅入居を必要とする者全体に配慮する必要があるため、特定の属性に対する配慮として、当選確率を上げることの他の取組は困難	住宅課	27		
38	4日日常生活支援の充実	②住宅確保のための支援	ア 住居を確保するための取組 ○ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度(住宅資金・転宅資金)	◆母子父子寡婦福祉資金貸付事業	◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度による貸付(全種類) ・貸付人数:133人(高知市81、県51) (住宅資金、転宅資金の貸付実績なし)	◆市町村と連携して制度の周知を進めるとともに、経済的支援事業の継続実施	◆住宅資金、転宅資金(母子父子寡婦福祉資金貸付金)の貸付										◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度 貸付件数(住宅資金)H28:0件→R6:0件(高知市0件)(転宅資金)H28:0件→R6:0件(高知市3件)	◆就業による自立ができるまでの間については、各種制度による経済的な支援が必要ことから、支援を必要とする方に確実に情報が届くよう、引き続き市町村と連携した制度の周知が必要	子ども家庭課	27		

第三次ひとり親家庭等自立促進計画（R4.3月変更）に関する数値目標

指標	進捗状況の基準
S	数値目標の達成率 110%以上
A	数値目標の達成率 100%以上110%未満
B	数値目標の達成率 85%以上100%未満
C	数値目標の達成率 70%以上 85%未満
D	数値目標の達成率 70%未満
—	達成度の判断が困難なものの

資料3

分野	項目	実績					目標値 (令和5年度)	評価	備考	担当課	計画冊子記載ページ	
		(策定時) H27年度	令和3年度 (R3.3月末時点)	令和4年度 (R5.3月末時点)	令和5年度 (R6.3月末時点)	令和6年度 (R7.3月末時点)						
相談情報体制の供・化	ひとり親家庭に関する制度(※1)の認知度(制度を知らない人の割合) (注) R3～制度の項目を変更	37.2%	(R3.8月) 28.5%	—	—	—	20.0%	D	ひとり親家庭等実態調査による数値	子ども家庭課	20	
	ひとり親家庭支援センターへの相談件数	1,111件	691件	1,713件	1,721件	1,675人	1,000件	S		子ども家庭課	20 21	
	ひとり親家庭支援アプリ(LINE)累計登録者数	—	—	1,843人	2,270人	2,571人	2,000人	S		子ども家庭課	20	
	ひとり親家庭支援センター相談利用者アンケート(来所者)における満足度	—	93.5%	94.9%	95.8%	94.6%	95.0%	B		子ども家庭課	21	
就業支援の強化	ひとり親家庭支援センターにおける就職率	51.7%	29.2%	54.2%	40.0%	38.7%	60.0%	D		子ども家庭課	22	
	ひとり親家庭支援センターが女性しごと応援室に就労支援を依頼した相談者の割合	—	34.8%	51.4%	51.2%	40.0%	70.0%	D	「日本一の健康長寿県構想」に掲げる目標値	子ども家庭課	22	
	高知家の女性しごと応援室における就職率(※2)(3か月以内の就職希望) (注) R2～就職者数に目標値変更	46.5%	231人 (R2～累計)	364人 (R2～累計)	535人 (R2～累計)	739人 (R2～累計)	1000人 (R2～R6累計)	1000人	C	「高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる目標値(R6)	人権・男女共同参画課	22
	自立支援プログラム策定による就職者数	2人	4人	13人	16人	8人	10人	C		子ども家庭課	22	
	自立支援教育訓練給付金利用者数	6人	23人 市分22人 町村分1人	8人 市分7人 町村分1人	13人 市分12人 町村分1人	14人 市分11人 町村分3人	25人	D		子ども家庭課	22	
	高等職業訓練促進給付金利用者数	82人	64人 市分57人 町村分7人	55人 市分52人 町村分3人	46人 市分42人 町村分4人	50人 市分44人 町村分6人	75人	D		子ども家庭課	23	
	高等職業訓練促進給付金による資格取得者数	31人	26人	29人	17人	※R7.11更新	30人	D		子ども家庭課	23	
	高等職業訓練促進給付金による正規雇用者数	14人	13人	17人	6人	※R7.11更新	25人	D		子ども家庭課	23	
	母子父子寡婦福祉資金利用者数(技能習得資金・生活資金)	10人	1人	6人	3人	6人	10人	D		子ども家庭課	23	
援 経 済 的 充 実 支	法律相談利用者数	68人	68人	105人	109人	117人	100人	S		子ども家庭課	25	
日常生活支援の充実	延長保育(地域型保育等含む)	139か所	140か所	143か所	137か所	145か所	140か所	B	「高知県子ども・子育て支援事業支援計画」に掲げる目標値(R6)	幼保支援課	26	
	一時預かり	70か所	110か所	110か所	111か所	101か所	110か所	A	〃	幼保支援課	26	
	病児保育	8か所	25か所	21か所	22か所	19か所	25か所	B	〃	幼保支援課	26	
	子育て短期支援事業	26市町村	24市町村	24市町村	24市町村	24市町村	全市町村	C	〃	子ども家庭課	26	
	放課後児童クラブ・放課後子ども教室の実施校率(小学校)	93.0%	97.3%	97.3%	97.3%	97.8%	100.0%	B	〃	生涯学習課	26	
	地域子育て支援拠点事業	44か所	49か所	50か所	50か所	50か所	52か所	B	高知県子ども・子育て支援事業支援計画の目標値(R6)	子育て支援課	26	
	ファミリー・サポート・センター事業実施市町村数 (注) R2～提供委員数に目標値変更	2市町	906人	977人	1,054人	1,125人	1,100人	A	「日本一の健康長寿県構想」に掲げる目標値(R6)	子育て支援課	26	
	子ども食堂	—	88か所	102か所	107か所	120か所	120か所	A	「高知家の子どもの貧困対策推進計画」に掲げる目標値(R5)	子ども家庭課	27	
	子どもの中学校卒業後の進学率と就職率の合算値【⇒進学率に変更】	97.7%	(R3.8月) 92.0%	—	—	—	県全体の平均レベル R3:98.9%	—	〃	子ども家庭課		
子どもの高校等卒業後の進学率と就職率の合算値【⇒進学率に変更】	77.1%	(R3.8月) 48.7%	—	—	—	県全体の平均レベル R3:68.6%	—	〃	子ども家庭課			

※1 (変更前) 自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金貸付制度、ひとり親家庭医療費助成事業の5つの制度

(変更後) 自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、母子父子寡婦福祉資金貸付制度、ひとり親家庭支援センター(就業支援事業)、同(相談事業)の5つの制度

※2 ~R元: 開設(平成26年6月)からの累計

## 基本理念

すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる高知県  
～豊かな自然の中で夢を持ってのびのびと遊び、学んで心豊かに成長できる高知家～

## 資料4

### 取組方針

- 1 子どもや若者を大事にし、一人ひとりの性格や特徴を尊重し、幸せになるための権利を守り、今もこれからも一番良い状態で成長できるようにします。
- 2 子どもや若者、保護者らの意見を大切にし、話を聞いたり一緒に考えたりしながら進んでいきます。
- 3 子どもや若者、保護者らに対して、どんな時でもしっかりとサポートできるようにします。
- 4 子どもが良い環境で育つことができるように、貧しさや不平等をなくし、すべての子どもや若者が幸せに成長できるようにします。
- 5 若者が安定して生活できるようにし、いろいろな考え方や価値観を尊重しながら、結婚や子育てに対する希望をかなえられるようにします。
- 6 さまざまな組織（学校、警察、市町村、民間団体等）と協力し、総合的に取り組みます。

### 計画構成

#### 1 ライフステージを通じた支援

- (1) 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等（高知県子ども条例の理解促進、人権啓発活動の実施等）
- (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり（自然体験などの体験機会の確保、生活習慣の形成等）
- (3) 子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供（プレコンセプションケア\*の推進、慢性疾病・難病を抱える子ども・若者への支援等）
- (4) 子どもの貧困対策（教育支援等）
- (5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援（地域における障害児支援体制の強化、専門的支援が必要な障害児への支援の強化等）
- (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援（子ども家庭センターの整備、ヤングケアラー支援の充実等）
- (7) 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組（自殺予防対策、子ども・若者が相談しやすい体制の整備等）

\*性や妊娠に関する正しい知識を身につけて健康管理を行うように促す取組

#### 2 ライフステージ別の支援

##### (1) 子どもの誕生前から幼児期まで

- ・産前産後の支援の充実と体制強化
- ・幼児教育・保育の質の向上
- ・保育士、幼稚園教諭等の人材育成 等

##### (2) 学童期・思春期

- ・多様な居場所づくり ・小児医療体制整備
- ・主権者教育
- ・いじめ防止対策 等

##### (3) 青年期

- ・キャリア形成支援 ・就職支援
- ・女性の活躍支援
- ・結婚を希望する方への支援 等

#### 3 子育て当事者への支援

- ・経済的負担の軽減 ・地域子育て支援、家庭教育支援 ・共働き・共育ての推進 ・ひとり親家庭への支援 等

#### 子ども・若者の意見表明と社会参画

子ども基本法及び子どもの権利条約に基づき、子ども・若者が自分自身に関係のあることについて、自由に自分の意見を表す権利が保障されているということを認識し、当事者ニーズに沿った取組を行う。

すべての人にとって、社会的価値が創造され  
その幸福が高まる「子どもまんなか社会」の実現へ

### 3. 子育て当事者への支援

#### (4) ひとり親家庭への支援

本県では、平成 19 年 3 月に第一次となる「高知県ひとり親家庭等自立促進計画」、平成 25 年 1 月には第二次計画、平成 29 年 3 月には第三次計画を策定し、ひとり親家庭等が自立し、安心して暮らし、子どもたちが夢と希望を持って育つことのできる環境づくりを基本理念に、ひとり親家庭等の自立支援に取り組んできました。

ひとり親家庭等の自立を促進するためには、「収入を安定的に得ることができる仕事を確保すること」、「経済的支援や子育て支援など生活の安定を図ること」、そして、「ひとり親家庭の子どもたちが夢と希望を持って育つことのできる環境を整えること」が重要です。引き続き先の基本理念のもと、さまざまな家庭環境にある子ども達が、安心して暮らすことができ、希望する未来に進むことができる環境づくりを進めます。

#### 1) ひとり親家庭が抱える様々な課題への支援

K P I	基準値	目標値
生活保護世帯のこどもの高校等卒業後の進学率	38.8% (R4.4.1)	県全体の平均レベル (参考：R2 進学率 68.6%)
子ども食堂設置数	107 か所 (R 5)	150 か所 (R 9)
ファミリー・サポート・センター提供会員数	977 人 (R 4)	1,250 人 (R 9)
自立支援計画 (プラン) の策定率	29.5% (R 4)	50% (R 9)
ひとり親家庭支援センターの支援による就職者数	26 人 (R 4)	40 人 (R 9)
一時預かり事業実施箇所数	26 市町村 111 箇所 (R5)	27 市町村 105 箇所 (R11)
延長保育事業実施箇所数	14 市町村 137 箇所 (R5)	14 市町村 144 箇所 (R11)
病児保育事業実施箇所数	9 市町村 22 箇所 (R 5)	9 市町村 22 箇所 (R11)

#### ① ひとり親家庭への経済的支援

##### 【現状と課題】

○母子家庭の年間就労収入は、200 万円未満の世帯が約半数を占め、家計が苦しいと感じている割合は、7 割を超えていることから、就業のための支援を行うとともに、経済的に自立できるまでの間については、各種制度による経済的な支援が必要です。

##### 【参考】令和 3 年度高知県ひとり親家庭等実態調査

年間就労収入 200 万円未満の母子家庭 46.3%  
家計の状況「やや苦しい」「とても苦しい」72.1%

○生活福祉資金特例貸付の償還が困難な人など、コロナ禍で浮き彫りになった生活困窮者に対しては、継続的な支援が必要です。

○生活保護世帯のこどもの高校卒業後の進学率は上昇してきているが、県平均には届いていないため、厳しい環境にある子どもたちの社会的自立に向けた支援の強化が必要です。

○家庭の厳しい経済状況を背景に、高等学校等への進学や就学の継続が難しい子どもがいます。

【再掲】1 - (4) - 1) - ⑤

## 【取組の方向性】

### ◆児童扶養手当制度

- ・父又は母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進するため、児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。
- ・市町村と連携して制度の周知を進めるとともに、適正な支給業務を行います。

### ◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度

- ・ひとり親家庭の経済的自立や児童の健やかな育成を支援するため、個々の状況に応じて、各種資金の貸付けを行います。
- ・市町村と連携して母子父子寡婦福祉資金制度に関する情報提供を行うとともに、適正な貸付業務を行います。

### ◆ひとり親家庭の医療費負担の軽減

病気やけがなどで必要となる医療費について、ひとり親家庭の負担を軽減し、ひとり親家庭の健康を保持・増進するため、医療費の自己負担分への助成を行います。

### ◆生活困窮者への支援

自立相談支援機関が、生活困窮者をより適切に支援できるよう、県内3ブロックに配置した地域支援監による支援を継続します。

### ◆就学機会の確保【再掲】 1 - (4) - 1) - ⑤

国公立・私立を問わず全ての児童生徒が、家庭の経済状況にかかわらず、安心して教育を受けることができるよう、児童生徒の就学機会を確保していきます。

- ・高等学校等に在籍する生徒に対して、授業料に充てるための高等学校等就学支援金を支給（学校設置者が代理受領等）することにより、教育費の負担軽減を図ります。
- ・全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費の負担を軽減するため、高校生等がいる非課税世帯等を対象に支援を行います。
- ・私立学校に通う児童生徒の保護者の経済的負担軽減のため、就学支援金や授業料減免、奨学給付金等の補助や給付を継続します。

## ② ひとり親家庭に対する子育て・生活支援

### 【現状と課題】

○子育てと生計の維持を一人で担っているひとり親家庭の保護者が、働きながら安心して子育てができるようにするためには、多様な保育サービス等の充実や居場所づくりなどにより、子育て面や生活面での支援が必要です。

### ○地域子育て支援拠点事業【再掲】 1 - (2) - 3) - ④

住民参加型の子育て支援の実現に向け、子育てピアサポーターや地域ボランティアによる敷居の低い相談体制の推進が必要です。

### ○ファミリー・サポート・センター事業【再掲】 3 - (2) - 1) - ①

県内市町村での設置を推進しています。設置市町村数の増加及び提供会員の増加に向けた市町村への支援を行うと共に、気軽に利用できることを目的に、支援メニューの拡充を検討してもらえよう情報提供を行っています。

### ○子育て短期支援事業【再掲】 3 - (2) - 1) - ①

親の仕事や病気などの場合に対応できるよう、十分な受入先を確保する必要があります。

### ○母子生活支援施設の支援機能の充実

ひとり親家庭の自立を支援するため、母子生活支援施設において、離婚等により生活やこどもの養育が困難になった母子家庭の子育てや生活の支援を行っています。

### ○母子父子寡婦福祉資金貸付制度（住宅資金・転宅資金）【再掲】3 - (4) - 1) - ①

住宅の取得や住居の移転にかかる資金の貸し付け制度を設けています。

### ○ひとり親家庭等の県営住宅への入居優遇

県営住宅の入居者の抽選において、子育て世帯やひとり親世帯の当選確率が2倍となるように優遇措置を実施しています。

### ○民間賃貸住宅への入居支援

ひとり親家庭など子育て世帯等の住宅の確保に特に配慮を要する方の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、ホームページにおいて住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に関する情報提供を行っています。

### ○こどもの居場所づくりの推進（子ども食堂の設置促進）【再掲】1 - (4) - 2) - ②

「子ども食堂」は、「子どもや保護者の居場所」となるとともに、「保護者の孤立感や負担感を軽減する場」、「地域で子どもたちを見守る場」としての機能を担っており、各地域へのさらなる展開が期待されます。

### ○保育所等優先的利用の推進

保護者のニーズに合った、きめ細かな支援を充実するため、引き続き、「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づき市町村が実施する事業に対して支援を行う必要があります。

### ○病児保育事業の実施【再掲】2 - (1) - 8) - ⑤

保護者のニーズに応じたサービスの提供を継続して支援することが必要です。

### ○一時預かり事業【再掲】2 - (1) - 9) - ④

保護者のニーズに応じたサービスの提供を継続して支援することが必要です。

### ○延長保育事業【再掲】3 - (2) - 1) - ①

保護者のニーズに応じたサービスの提供を継続して支援することが必要です。

### ○多子世帯等への保育料の軽減【再掲】1 - (4) - 1) - ①

令和元年10月から幼児教育・保育は無償化されたが、その対象は満3歳以上の子どもと住民税非課税世帯や多子世帯の満3歳未満の子どもなど一部にとどまっています。

### ○放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）【再掲】2 - (2) - 10) - ①

放課後子ども教室または放課後児童クラブの設置率は97.3%（R5年度）となり、ほぼ全ての小学校区に放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所の確保が順調に進んでいますが、市町村において待機児童や国の施設基準等に対応できるよう、運営補助や施設整備補助の活用を促進や助言を行うことが必要です。また、放課後子ども教室や放課後児童クラブの充実した活動事例の共有とともに、特別な支援が必要な児童の受け入れに伴う放課後児童支援員等の専門知識・技能の向上などが引き続き求められます。

### 【取組の方向性】

#### ◆地域子育て支援拠点事業【再掲】1 - (2) - 3) - ④

実施主体である市町村に対して、外部有識者を招いたコンサルテーションやフォローアップ研修等を実施するほか、相談体制整備にかかる経費等について支援を行います。

◆ファミリー・サポート・センター事業【再掲】 3 - (2) - 1) - ①

センター未設置の市町村や、家事支援等のメニュー追加を検討する市町村に対して、県外も含めた他市町村の事例の提供等を継続するほか、事業にかかる経費等への支援を行います。

◆子育て短期支援事業【再掲】 3 - (2) - 1) - ①

・地域の実情に合わせて事業が実施されるよう、市町村への事業周知に取り組みます。また、受入先の確保に向けて里親の開拓を推進します。

◆母子生活支援施設の支援機能の充実

母子支援員による相談対応や専門機関への紹介、心理士による心理療法、少年指導員による学習指導など自立に向けた日常生活や就労の支援、子育て支援を行うとともに、母子生活支援施設における子育て短期支援事業の実施等により地域の子育て支援を充実します。

◆母子父子寡婦福祉資金制度（住宅資金・転宅資金）【再掲】 3 - (4) - 1) - ①

ひとり親家庭等が住宅を建築、購入、増築、改築、補修等するために必要な資金、転居時の住宅の賃借、家財運搬に必要な資金などの貸付けを行います。

◆ひとり親家庭等の県営住宅への入居優遇

引き続き子育て世帯やひとり親世帯の優遇措置を実施します。

◆民間賃貸住宅への入居支援

引き続きひとり親家庭など子育て世帯等の住宅の確保に特に配慮を要する方の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、ホームページにおいて住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に関する情報提供を行います。

◆こどもの居場所づくりの推進（子ども食堂の設置促進）【再掲】 1 - (4) - 2) - ②

・子ども食堂の運営経費への補助やこどもの居場所づくり推進コーディネーターの配置により、地域の実情に応じた子ども食堂の開設や運営を支援します。

・居場所や支援を必要とする子どもや保護者を子ども食堂や適切なサポートにつなげるため、地域の支援機関との連携を後押しします。

◆保育所等優先的利用の推進

ひとり親の就業や求職活動等を支援するため、保育所等への入所を優先的に取り扱うよう市町村に働きかけます。

◆病児保育事業の実施【再掲】 2 - (1) - 8) - ⑤

引き続き国庫補助事業による財政支援に取り組みます。

◆一時預かり事業【再掲】 2 - (1) - 9) - ④

引き続き国庫補助事業による財政支援に取り組むとともに、事業実施に必要な人材を確保するため、保育や子育て支援分野の各事業等に従事できる「子育て支援員」の認定研修を実施します。

◆延長保育事業【再掲】 3 - (2) - 1) - ①

引き続き国庫補助事業による財政支援に取り組むとともに、事業実施に必要な人材を確保するため、保育や子育て支援分野の各事業等に従事できる「子育て支援員」の認定研修を実施します。

◆多子世帯等への保育料の軽減【再掲】 1 - (4) - 1) - ①

18歳未満の子どもが3人以上いる家庭の経済的負担を軽減するため、市町村が行う第3子以降3歳未満児に係る保育料の軽減又は無料化を支援します。

◆放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）【再掲】 2 - (2) - 10) - ①

市町村が行う放課後子ども教室及び放課後児童クラブの運営費等に対し補助し、放課後等に

おけるこどもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を推進します。

### ③ ひとり親家庭の就労支援

#### 【現状と課題】

○ひとり親家庭の自立のためには、安定した収入が確保できる職業に就くことが重要です。就業機関が連携し、ひとり親家庭の養育状況や就業への様々なニーズなどに応じたきめ細かな支援に取り組む必要があります。

#### 【取組の方向性】

##### ◆ひとり親家庭支援センターによる就労支援

- ・相談者一人ひとりに寄り添い、高知家の女性しごと応援室やハローワーク等の専門機関と連携したきめ細かな就業支援を行います。
- ・生活や子育ての状況、求職活動や職業能力開発の取組等の状況など、個々のケースに応じた母子・父子自立支援プログラムを策定します。
- ・能力開発訓練の受講を勧めるなど資格取得のための支援を行うとともに、パソコン講座の開催など就職に役立つ講義を行います。
- ・ひとり親を一定の条件で雇用した場合に雇用主に支給される特定就職困難者雇用開発助成金など、就業機会創出のための制度の周知を図るとともに、ひとり親の雇用について理解を深めるための啓発活動やひとり親家庭のニーズに沿った求人開拓を行い、就業機会の確保に努めます。

##### ◆女性の就労支援【再掲】 2 - (3) - 7) - ②

- ・求職者の不安を解消するための職場体験を実施します。
- ・働きやすい職場づくりに向けた企業支援を実施します。

##### ◆生活困窮者自立支援事業【再掲】 1 - (4) - 2) - ④

生活全般にわたる困りごとの相談窓口を各自立相談支援機関に設置し、相談支援員が相談者の生活状況等を把握し、必要な情報の提供や助言を行うとともに、相談者と一緒に自立支援計画（プラン）を作成するなど、自立へのサポートを行います。

##### ◆自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親が資格や技能を取得するため、指定された講座を受講する場合、受講料の一部を補助します。

##### ◆高等職業訓練促進給付金事業

就職に有利な看護師、介護福祉士、保育士等の資格取得のため、ひとり親が養成機関で修業する場合、その修業期間について生活保障としての給付金などを支給します。

##### ◆高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親に対し、入学準備金及び就職準備金の貸付けを行い、資格取得を促進します。

##### ◆住宅支援資金貸付事業

母子・父子自立支援プログラム策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親に対し、住居の借り上げに必要な資金について、償還免除付の無利子の貸付けを行います。

##### ◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

より良い条件の就職や転職に向け、ひとり親家庭の親子が、高等学校卒業程度認定試験合格

を目指して講座を受講する場合に、講座受講費用の一部を補助します。

◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度（技能習得資金・生活資金）【再掲】3 - (4) - 1) - ①

ひとり親等が資格や技能を取得するために必要な授業料、交通費、また、技能取得中の生活費などの貸付を行います。

◆公共職業訓練の実施【再掲】1 - (4) - 3) - ①

新規学卒者や離職者等に対し、職業訓練を実施することにより就職への支援を行います。

#### ④ 放課後等の学習支援

【再掲】1 - (4) - 1) - ③

## 2) ひとり親家庭に対する相談支援の強化

K P I	基準値	目標値
困りごとについて頼れる人がいない人の割合	「重要な事柄の相談」 14.4% (R3)	9.0% (R9)
ひとり親家庭支援センターへの相談件数	1,713 件 (R4)	2,100 件 (R9)
ひとり親家庭支援センター公式 LINE 累計登録者数	1,843 人 (R4)	3,400 人 (R9)
市町村における困難な問題を抱える女性の相談窓口設置数	0 市町村 (R5)	全市町村 (R7)

### ① 相談支援体制の強化

【現状と課題】

#### ○母子父子自立支援員による相談支援

相談者それぞれの悩みや課題に対して、ニーズに応じた多様な支援メニューを伝えるとともに、他の支援機関につなげるなど、総合的な支援体制の充実が必要です。

#### ○ひとり親家庭支援センターによる相談支援

相談件数は増加しているものの、高知市以外からの相談割合は少なく、県内全域から相談しやすい体制の強化が必要です。

#### ○関係機関における相談体制の充実・強化

・療育福祉センターによる情報発信や相談対応（市町村からの更生医療の相談、発達障害者視線センターでの相談、地域連携室での診療相談等）を実施しています。

・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行されたことから、民間支援機関ともより連携し、協働して支援にあたる必要があります。

・こうち男女共同参画センターに寄せられた R5 年度の相談件数は、前年度比で 47.6%増加しており、引き続き相談員のスキルアップが必要です。

・高知家の女性しごと応援室に寄せられる相談件数は年々増加しており、引き続き関係機関等と連携し、求職者の状況に応じた就労支援が必要です。

・虐待や貧困、ヤングケアラーなど厳しい環境に置かれている児童生徒には、自らの状況を自覚できない、または自身の家族や家庭の状況を周囲に伝えることが難しい状況にあることが推察されます。



・子ども家庭庁のひとり親家庭の暮らし応援サイト「あなたの支え」を活用し、制度等の周知を図ります。

・「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、市町村における児童扶養手当現況届提出時、離婚届や転入届提出時、保育所の手続時など、様々な機会を通じて、ひとり親家庭に配布します。併せて、ひとり親の支援等を行う市町村や県福祉保健所、関係団体等、ひとり親家庭により身近な保育所や学校等にも配布し、支援制度の情報を確実に届けます。

### 3) 養育費の確保及び親子交流への支援

K P I	基準値	目標値
養育費の取決めをしている割合	母子世帯 40.5% (R3)	母子世帯 47.0% (R9)
	父子世帯 23.6% (R3)	父子世帯 29.0% (R9)

#### ① 養育費確保及び親子交流への支援

##### 【現状と課題】

○養育費は、ひとり親家庭におけるこどもの生活を保障し、健やかな成長を支えるために必要な費用です。一方、本県における養育費の受領率は、全国平均を下回っており、養育費の確保に向けた取組が必要です。

【参考】令和3年度高知県ひとり親家庭等実態調査
養育費受領率 母子世帯 25.9%(全国 28.1%)
父子世帯 7.0%(全国 8.7%)

○こどもの意見や意向を尊重した安全・安心な親子交流は、こどもの健やかな成長のために大切なことです。

##### 【取組の方向性】

◆市町村の戸籍担当部署と連携し、離婚届提出時など様々な機会を通じて、養育費や親子交流に関する情報提供や、ひとり家庭支援センターの法律相談、養育費相談支援センターについての情報提供を行います。

◆ひとり親家庭センターにおいて、養育費の取り決めや履行確保に関する問題を解決するため、弁護士等による個別法律相談を実施します。

◆養育費の取り決め等にかかる手続費用への支援を行います。

3.子育て当事者への支援  
 (4) ひとり親家庭への支援

No.	項目	施策	取組内容	取組の方向性【P】	令和7年度の取り組み状況【D】 (8月31日現在)	分析・課題【C】	見直しの方向性【A】	担当課
1	1) ひとり親家庭が抱える様々な課題への支援	①ひとり親家庭への経済的支援	◆児童扶養手当制度	・父又は母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進するため、児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。  ・市町村と連携して制度の周知を進めるとともに、適正な支給業務を行います。	・児童扶養手当の支給 支給件数：1,755件 支給金額：156,217,060円  ・担当者の実施 動画配信により市町村職員向けの研修を実施（8月）	・市町村職員及び福祉保健所職員に対する研修については、動画配信により約1月間、視聴できる環境を整えたことで、各担当者が業務の都合に合わせて受講することができた。	・継続して実施	子ども家庭課
2	1) ひとり親家庭が抱える様々な課題への支援	①ひとり親家庭への経済的支援	◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度	・ひとり親家庭の経済的自立や児童の健やかな育成を支援するため、個々の状況に応じて、各種資金の貸付けを行います。  ・市町村と連携して母子父子寡婦福祉資金制度に関する情報提供を行うとともに、適正な貸付業務を行います。	・母子父子寡婦福祉資金貸付制度による貸付（※高知市除く） 貸付件数：36件 （新規：18件、継続：18件）	・ひとり親家庭の経済的自立や子どもの進学等への支援を行うことができている。 ・必要な方に確実に情報が届くよう継続的な周知が必要。	・テレビ、ラジオ等による広報、SNS（LINEを含む）を利用した効果的な情報発信に取り組む。	子ども家庭課
3	1) ひとり親家庭が抱える様々な課題への支援	①ひとり親家庭への経済的支援	◆ひとり親家庭の医療費負担の軽減	病气やけがなどで必要となる医療費について、ひとり親家庭の負担を軽減し、ひとり親家庭の健康を保持・増進するため、医療費の自己負担分への助成を行います。	交付先：県内全市町村 交付決定額：209,901,000円	・特になし	・継続して実施	子ども家庭課
4	1) ひとり親家庭が抱える様々な課題への支援	①ひとり親家庭への経済的支援	◆生活困窮者への支援	自立相談支援機関が、生活困窮者をより適切に支援できるよう、県内3ブロックに配置した地域支援監による支援を継続します。	・ケース会、自宅訪問等支援回数 計69回 （※R7.6月末時点）	・地域支援監が、自宅訪問や個別ケース検討会、支援調整会議等に参画することで自立相談支援機関を支援できている。	・継続して実施	地域福祉政策課
5	1) ひとり親家庭が抱える様々な課題への支援	①ひとり親家庭への経済的支援	◆就学機会の確保	・国公立・私立を問わず全ての児童生徒が、家庭の経済状況にかかわらず、安心して教育を受けることができるよう、児童生徒の就学機会を確保していきます。  ・高等学校等に在籍する生徒に対して、授業料に充てるための高等学校等就学支援金を支給（学校設置者が代理受領等）することにより、教育費の負担軽減を図ります。  ・全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費の負担を軽減するため、高校生等がいる非課税世帯等を対象に支援を行います。  ・私立学校に通う児童生徒の保護者の経済的負担軽減のため、就学支援金や授業料減免、奨学金付金等の補助や給付を継続します。	・授業料に充てるための高等学校等就学支援金および高校生等臨時支援金（令和7年度限り）を支給。  ・授業料および授業料以外の教育費の負担軽減のため、機会ある毎にリーフレットを配布するなどして制度の周知徹底を行っている。  ・国公立・私立を問わず全ての児童生徒が、家庭の経済状況にかかわらず、安心して教育を受けることができるよう、児童生徒の就学機会を確保している。  ・高等学校等に在籍する生徒に対して、授業料に充てるための高等学校等就学支援金を支給（学校設置者が代理受領等）することにより、教育費の負担軽減を図っている。 ・本年度においては、就学支援金の所得制限が撤廃され、全ての高校生等が支給対象となった。  ・全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費の負担を軽減するため、高校生等がいる非課税世帯等を対象に支援を行う。	・機会ある毎にリーフレットの配布、保護者等への説明、ホームページへの掲載など、制度周知・徹底を図れた。  ・全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう支援が拡充されている。	・引き続き、制度の周知・徹底を実施する。  ・高等学校等就学支援金、授業料以外の教育費の負担軽減等について、国の制度拡充が進められる予定のため、それに合わせて支援を行っていく。	高等学校課  私学・大学支援課

3.子育て当事者への支援  
 (4) ひとり親家庭への支援

No.	項目	施策	取組内容	取組の方向性【P】	令和7年度の取り組み状況【D】 (8月31日現在)	分析・課題【C】	見直しの方向性【A】	担当課
6	1) ひとり親家庭が抱える様々な課題への支援	②ひとり親家庭に対する子育て・生活支援	◆地域子育て支援拠点事業	実施主体である市町村に対して、外部有識者を招いたコンサルティングやフォローアップ研修等を実施するほか、相談体制整備にかかる経費等について支援を行います。	○子育て家庭が身近な地域で気軽に相談できる環境づくり ・地域子育て支援拠点の設置箇所 25市町村 1広域連合(50箇所) ・地域子育て支援センター職員交流会による取り組みの好事例の横展開(4圏域全3回 9/26、11/6、11/7) ・子ども・子育て支援交付金を活用した運営費補助 ・人口減少対策総合交付金を活用した小規模拠点の運営費補助(R6.4~) ・地域子育て支援センター職員の人材育成、人材確保 ・施設長研修(9/25) ・子育て支援員専門研修(9/7、10/18) ・地域子育て支援センター現任者研修(7/17) ・コンサルティング実施(高知市:9/8、南国市9/12)	○子育て家庭が身近な地域で気軽に相談できる環境づくり ・各市町村の地域子育て支援センターへの相談件数は年々増加しており、身近な相談機関として地域で不安に寄り添う体制が一定提供できている。 ・引き続き様々な相談等に対応するため、研修等による職員の人材育成を図る必要がある。 ・父親や妊娠期からの地域子育て支援センターの利用促進が必要。 ・子育て家庭と地域をつなげるための機能強化が必要。	○子育て家庭が身近な地域で気軽に相談できる環境づくり ・地域子育て支援センターにおける地域との連携に加え、父親や妊娠期からの利用を促進する取り組み支援の強化	子育て支援課
7	1) ひとり親家庭が抱える様々な課題への支援	②ひとり親家庭に対する子育て・生活支援	◆ファミリー・サポート・センター事業	センター未設置の市町村や、家事支援等のメニュー追加を検討する市町村に対して、県外も含めた他市町村の事例の提供等を継続するほか、事業にかかる経費等への支援を行います。	・ファミリー・サポート・センター設置市町村:16市町 ・提供会員数(両方含む):1,143人(R7.6末時点) ・研修の開催 ・子育て支援員専門研修(ファミリー・サポート・センター事業:9/13)	・令和7年11月の宿毛市の開設(予定)により、県内全市での開設となる。 ・提供会員の全体数は増加傾向ではあるが、小規模自治体等その確保が困難な自治体もあり提供会員の確保が課題。 ・提供会員の確保につながる支援が必要。 ・引き続き、ファミリー・サポート・センター未設置の小規模自治体の開設支援が必要。	・提供会員確保に向けた様々な広報啓発のほか、未設置自治体に対して、他県を含めた他自治体の事例の提供等、開設に向けた支援を実施	子育て支援課
8	1) ひとり親家庭が抱える様々な課題への支援	②ひとり親家庭に対する子育て・生活支援	◆子育て短期支援事業	地域の実情に合わせて事業が実施されるよう、市町村への事業周知に取り組みます。また、受入先の確保に向けて里親の開拓を推進します。	・R7年度地域子ども・子育て支援事業費補助金(補助予定):22市町村 ・里親活用 5市町、161人日	児童養護施設等における受入には限度があり、ニーズがあっても実施ができない状況が散見される。 県においては、里親の確保を行うとともに、市町村に対して積極的な里親活用を依頼していく必要がある。	・里親、ファミリーホームを活用した、受け入れ先の開拓 ・里親制度の周知 ・事業を実施する市町村に対し、財政的な支援を継続して行う。	子ども家庭課
9	1) ひとり親家庭が抱える様々な課題への支援	②ひとり親家庭に対する子育て・生活支援	◆母子生活支援施設の支援機能の充実	母子支援員による相談対応や専門機関への紹介、心理士による心理療法、少年指導員による学習指導など自立に向けた日常生活や就労の支援、子育て支援を行うとともに、母子生活支援施設における子育て短期支援事業の実施等により地域の子育て支援を充実します。	・母子支援員の配置状況 ちぐさ:3名、安芸和光寮:1名 ・心理担当職員の配置状況 ちぐさ:1名、安芸和光寮:0名 ・少年指導員の配置状況 ちぐさ:2名、安芸和光寮:1名	・入所事由の複雑化多様化や発達障がい児(者)・精神疾患などの個別支援への的確な対応のための職員の対応力が必要。	・職員のスキルアップのための有用な研修会の情報や加算の活用について、施設に周知し、対応力の養成や財政支援につなげる。	子ども家庭課
10	1) ひとり親家庭が抱える様々な課題への支援	②ひとり親家庭に対する子育て・生活支援	◆母子父子寡婦福祉資金制度(住宅資金・転宅資金)	ひとり親家庭等が住宅を建築、購入、増築、改築、補修等するために必要な資金、転居時の住宅の賃借、家財運搬に必要な資金などの貸付けを行います。	・母子父子寡婦福祉資金貸付制度(住宅資金・転宅資金)による貸付件数(※高知市を除く。) 住宅資金:0件 転宅資金:1件	・必要な方に確実に情報が届くよう継続的な周知が必要。	・テレビ、ラジオ等による広報、SNS(LINEを含む)を利用した効果的な情報発信に取り組む。	子ども家庭課
11	1) ひとり親家庭が抱える様々な課題への支援	②ひとり親家庭に対する子育て・生活支援	◆ひとり親家庭等の県営住宅への入居優遇	引き続き子育て世帯やひとり親世帯の優遇措置を実施します。	・令和7年度の募集時も引き続き子育て世帯やひとり親世帯に対して抽選時の優遇措置を実施している。 ・今年度実施した定期募集において、ひとり親世帯を理由に抽選時の優遇措置を行った割合は申込世帯全体の16%。	・公営住宅は入居を必要とする者全体に配慮する必要があるため、特定の属性に対する配慮として抽選時の当選確率を上げる以外の取組は困難。	・引き続き、抽選時の優遇措置を実施する。	住宅課
12	1) ひとり親家庭が抱える様々な課題への支援	②ひとり親家庭に対する子育て・生活支援	◆民間賃貸住宅への入居支援	引き続きひとり親家庭など子育て世帯等の住宅の確保に特に配慮を要する方の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、ホームページにおいて住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に関する情報提供を行います。	・県及び関連団体のホームページにおいて、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に関する情報を提供。	・民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、住宅確保要配慮者向け賃貸住宅に関する情報を継続的に提供する必要がある。	・引き続き、県及び関連団体のホームページにおいて、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に関する情報を提供する。	住宅課

3.子育て当事者への支援  
 (4) ひとり親家庭への支援

No.	項目	施策	取組内容	取組の方向性【P】	令和7年度の取り組み状況【D】 (8月31日現在)	分析・課題【C】	見直しの方向性【A】	担当課
13	1) ひとり親家庭が抱える様々な課題への支援	②ひとり親家庭に対する子育て・生活支援	◆こどもの居場所づくりの推進 (子ども食堂の設置促進)	・子ども食堂の運営経費への補助やこどもの居場所づくり推進コーディネーターの配置により、地域の実情に応じた子ども食堂の開設や運営を支援します。  ・居場所や支援を必要とするこどもや保護者を子ども食堂や適切なサポートにつなげるため、地域の支援機関との連携を後押しします。	・子ども食堂箇所数 R7: 121箇所 ・高知家子ども食堂新規登録数 R7: 8箇所	・未開設地域の1町で子ども食堂が開設された。 ・子ども食堂の新規登録数は順調に増加しているが、未開設地域への立ち上げ支援が必要。	・より身近な地域にこどもの居場所が充実するよう、子ども食堂シンポジウムの開催やSNSを通じた情報発信により、子ども食堂の機能や取組を周知し、支援の輪を広げる。	子ども家庭課
14	1) ひとり親家庭が抱える様々な課題への支援	②ひとり親家庭に対する子育て・生活支援	◆保育所等優先的利用の推進	ひとり親の就業や求職活動等を支援するため、保育所等への入所を優先的に取り扱うよう市町村に働きかけます。	・必要に応じて、ひとり親家庭の保育所等優先入所の取扱について市町村へ確認している。	・市町村において保育所等の利用調整を行う場合、ひとり親家庭を利用の必要性が高いものとして優先的に取り扱っている。	・引き続き市町村に対しひとり親家庭の優先入所の取扱を働きかける。	幼保支援課
15	1) ひとり親家庭が抱える様々な課題への支援	②ひとり親家庭に対する子育て・生活支援	◆病児保育事業の実施	引き続き国庫補助事業による財政支援に取り組みます。	・病児保育事業実施箇所数: 7市町村19か所	・前年度と同数 ・小児科医の不足や時期によって利用者が大きく増減するため、安定的な経営が難しい面が課題となっている。	・国の「保育政策の新たな方向性 (R6.12)」においては、病児・病後児保育の安定的な運営の確保とともに、広域連携やICTの活用等の推進が図られることとされていることから、引き続き、国の財政支援の積極的な活用を働きかける。	幼保支援課
16	1) ひとり親家庭が抱える様々な課題への支援	②ひとり親家庭に対する子育て・生活支援	◆一時預かり事業	引き続き国庫補助事業による財政支援に取り組みとともに、事業実施に必要な人材を確保するため、保育や子育て支援分野の各事業等に従事できる「子育て支援員」の認定研修を実施します。	・一時預かり事業実施箇所数: 26市町村100か所	・前年度比▲1件 事業の実施箇所数は、保育所等の統廃合や利用児童数の減、保育士不足等により減少傾向。	・引き続き国庫補助事業による財政支援を行うとともに、「子育て支援員研修」の実施等により人材確保と人材育成を図る。	幼保支援課
17	1) ひとり親家庭が抱える様々な課題への支援	②ひとり親家庭に対する子育て・生活支援	◆延長保育事業	引き続き国庫補助事業による財政支援に取り組みとともに、事業実施に必要な人材を確保するため、保育や子育て支援分野の各事業等に従事できる「子育て支援員」の認定研修を実施します。	・延長保育事業実施箇所数: 14市町村145か所	・前年度と同数 ・事業の実施箇所数は、目標達成している状況。	・引き続き国庫補助事業による財政支援を行うとともに、「子育て支援員研修」の実施等により人材確保と人材育成を図る。	幼保支援課
18	1) ひとり親家庭が抱える様々な課題への支援	②ひとり親家庭に対する子育て・生活支援	◆多子世帯等への保育料の軽減	18歳未満のこどもが3人以上いる家庭の経済的負担を軽減するため、市町村が行う第3子以降3歳未満児に係る保育料の軽減又は無料化を支援します。	・多子世帯保育料軽減事業費補助金による財政支援: 30市町村 ※高知市は中核市のため対象外	・33市町村(中核市除く)で多子世帯の保育料の軽減が行われている。 (3町村(東洋町、北川村、三原村)は対象児童が少ないことなどにより、町村単独事業で実施。)	・引き続き国の無償化の対象とならない第3子以降3歳未満児の保育料の軽減又は無料化を行う市町村(中核市除く)へ助成を行うことで、子どもを産み育てやすい環境の実現を図る。	幼保支援課
19	1) ひとり親家庭が抱える様々な課題への支援	②ひとり親家庭に対する子育て・生活支援	◆放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)	市町村が行う放課後子ども教室及び放課後児童クラブの運営費等に対し補助し、放課後等におけるこどもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を推進します。	・運営費等補助(うち高知市) 子ども教室137(41)カ所 児童クラブ189(88)カ所 ※放課後児童クラブ又は放課後子ども教室の実施校率: 97.7%(171/175)  ・施設整備費補助 2市町4施設 (創設2カ所、改築2カ所)  ・支援員等の人材育成 子育て支援員(放課後児童コース)研修 1回(全2日) 支援員等資質向上研修 3回(1回×3カ所)	・全小学校区の97.7%に児童クラブ又は子ども教室が設置されており、未実施校においては、家庭や地域での見守りにより対応している。  ・児童クラブ等の利用ニーズの増加とともに待機児童が生じている状況であることから、引き続き、新たな児童クラブの整備や従事する職員の確保が必要である。	・放課後等における子どもたちの安全・安心な居場所づくりや学びの場の充実を図るため、運営補助や施設整備への助成を継続して実施。  ・放課後児童支援員等の人材育成及び確保に向けて、研修方法や現場のニーズに応じた内容の工夫及び検討により、効果的な研修を実施。	生涯学習課

3.子育て当事者への支援  
(4) ひとり親家庭への支援

No.	項目	施策	取組内容	取組の方向性【P】	令和7年度の取り組み状況【D】 (8月31日現在)	分析・課題【C】	見直しの方向性【A】	担当課
20	1) ひとり親家庭が抱える様々な課題への支援	③ひとり親家庭の就労支援	◆ひとり親家庭支援センターによる就労支援	・相談者一人ひとりに寄り添い、高知家の女性しごと応援室やハローワーク等の専門機関と連携したきめ細かな就業支援を行います。 ・生活や子育ての状況、求職活動や職業能力開発の取組等の状況など、個々のケースに応じた母子・父子自立支援プログラムを策定します。 ・能力開発訓練の受講を勧めるなど資格取得のための支援を行うとともに、パソコン講座の開催など就職に役立つ講義を行います。 ・ひとり親を一定の条件で雇用した場合に雇用主に支給される特定就職困難者雇用開発助成金など、就業機会創出のための制度の周知を図るとともに、ひとり親の雇用について理解を深めるための啓発活動やひとり親家庭のニーズに沿った求人開拓を行い、就業機会の確保に努めます。	・センターへの求職登録者数 29人（うち新規登録者数 10人） ・センターへ新規登録者数のうち高知家女性しごと応援室につないだ人数 2人 ・センターの支援による就職者数 3人 ・資格取得に向けたパソコン講座の実施 エクセル3級対策講座を計4回実施予定 ・センターへの求人登録事業所 7件	・就業に向けたメンタル面でのサポートが必要といった理由により、センターの支援による就職者数が減少しており、ニーズに応じた支援が必要。 ・ひとり親家庭の方が働きやすい条件で就職できるよう、専門機関と連携したきめ細かな支援が必要。	・ひとり親家庭支援センターの相談者のニーズに応じた確で効率的な支援が必要（他支援機関につなぐ役割とともに、就業準備支援に注力する等により、相談者に寄り添った効果的な支援等） ・公式LINEや市町村との連携による支援制度等の情報提供を継続して実施。	子ども家庭課
21	1) ひとり親家庭が抱える様々な課題への支援	③ひとり親家庭の就労支援	◆女性の就労支援	・求職者の不安を解消するための職場体験を実施します。 ・働きやすい職場づくりに向けた企業支援を実施します。	・職場体験の実施：3名 ・企業訪問件数：483件 ・女性が働きやすい職場づくりを希望する企業へのアドバイス：154件	・育児等で働き方に制約があり、また、ブランクがあり就職に不安を抱える求職者も多い。きめ細やかな就労及び職業定着支援を実施するとともに、求職者の柔軟な受け入れに協力的な企業（サポート企業）を拡大する必要がある。	・キャリアコンサルティングやセミナー開催を通じて、求職者の自己理解やモチベーション向上を支援するとともに、求職者の柔軟な受け入れに協力的な企業（サポート企業）を拡大し、マッチングを進めていく。	人権・男女共同参画課
22	1) ひとり親家庭が抱える様々な課題への支援	③ひとり親家庭の就労支援	◆生活困窮者自立支援事業	生活全般にわたる困りごとの相談窓口を各自立相談支援機関に設置し、相談支援員が相談者の生活状況等を把握し、必要な情報の提供や助言を行うとともに、相談者と一緒に自立支援計画（プラン）を作成するなど、自立へのサポートを行います。	・新規相談件数 753件 ・プラン作成件数 154件 ・就労準備支援事業 13件 ・家計改善支援事業 71件	・新規相談件数が前年比減（849件→753件） ・家計改善支援事業前年比増（67件→71件） ・物価高騰等により、家計改善支援事業の利用者が増加している ・より多くの相談者を自立支援計画の作成に繋げる取組が必要	・家計改善支援員の加配を継続して実施 ・自立相談支援制度従事者のスキル向上を図る研修を継続して実施	地域福祉政策課
23	1) ひとり親家庭が抱える様々な課題への支援	③ひとり親家庭の就労支援	◆自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親が資格や技能を取得するため、指定された講座を受講する場合、受講料の一部を補助します。	申請件数：2件 交付決定額：600,000円	・申請件数（R6:3件→R7:2件） ・必要な方に確実に情報が届くよう、継続的な周知が必要。	・テレビ、ラジオ等による広報を利用した効果的な情報発信に取り組む。	子ども家庭課
24	1) ひとり親家庭が抱える様々な課題への支援	③ひとり親家庭の就労支援	◆高等職業訓練促進給付金事業	就職に有利な看護師、介護福祉士、保育士等の資格取得のため、ひとり親が養成機関で修業する場合、その修業期間について生活保障としての給付金などを支給します。	申請件数：4件 交付決定額：5,902,000円	・申請件数（R6:6件→R7:4件） ・必要な方に確実に情報が届くよう、継続的な周知が必要。	・テレビ、ラジオ等による広報を利用した効果的な情報発信に取り組む。	子ども家庭課
25	1) ひとり親家庭が抱える様々な課題への支援	③ひとり親家庭の就労支援	◆高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親に対し、入学準備金及び就職準備金の貸付けを行い、資格取得を促進します。	・入学準備金 貸付件数：1件 貸付金額：500,000円 ・就職準備金 貸付件数：2件 貸付金額：784,059円	・申請件数（R6:4件→R7:3件） ・必要な方に確実に情報が届くよう継続的な周知が必要。	・テレビ、ラジオ等による広報を利用した効果的な情報発信に取り組む。	子ども家庭課
26	1) ひとり親家庭が抱える様々な課題への支援	③ひとり親家庭の就労支援	◆住宅支援資金貸付事業	母子・父子自立支援プログラム策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親に対し、住居の借上げに必要な資金について、償還免除付の無利子の貸付けを行います。	貸付件数：4件 貸付金額：2,004,000円	・申請件数（R6:11件→R7:4件） ・必要な方に確実に情報が届くよう継続的な周知が必要。	・テレビ、ラジオ等による広報を利用した効果的な情報発信に取り組む。	子ども家庭課
27	1) ひとり親家庭が抱える様々な課題への支援	③ひとり親家庭の就労支援	◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	より良い条件の就職や転職に向け、ひとり親家庭の親子が、高等学校卒業程度認定試験合格を目指して講座を受講する場合には、講座受講費用の一部を補助します。	申請件数：0件	・申請件数（R6:0件→R7:0件） ・必要な方に確実に情報が届くよう継続的な周知が必要。	・テレビ、ラジオ等による広報を利用した効果的な情報発信に取り組む。	子ども家庭課

3.子育て当事者への支援  
 (4) ひとり親家庭への支援

No.	項目	施策	取組内容	取組の方向性【P】	令和7年度の取り組み状況【D】 (8月31日現在)	分析・課題【C】	見直しの方向性【A】	担当課
28	1) ひとり親家庭が抱える様々な課題への支援	③ひとり親家庭の就労支援	◆母子父子寡婦福祉資金貸付制度(技能習得資金・生活資金)	ひとり親等が資格や技能を取得するために必要な授業料、交通費、また、技能取得中の生活費などの貸付を行います。	・貸付件数 技能習得資金：1件 生活資金：3件	・必要な方に確実に情報が届くよう継続的な周知が必要。	・テレビ、ラジオ等による広報、SNS(LINEを含む)を利用した効果的な情報発信に取り組む。	子ども家庭課
29	1) ひとり親家庭が抱える様々な課題への支援	③ひとり親家庭の就労支援	◆公共職業訓練の実施	新規学卒者や離職者等に対し、職業訓練を実施することにより就職への支援を行います。	・高等技術学校入校者数 53人 ・委託訓練入校者数 21コース144人	・高知高等技術学校入校者数が減少(R6年度64人→R7年度53人) ・委託訓練入校者数が減(前年同月25コース191人→21コース144人) ・入校者数の増加に取り組む。	・継続して実施	雇用労働政策課
30	1) ひとり親家庭が抱える様々な課題への支援	③ひとり親家庭の就労支援	◆放課後等における学習支援事業	放課後等学習支援員の配置に対して、財政的支援を行います。	令和7年度「高知県放課後等における学習支援事業費補助金」による支援 ・30市町村、1学校組合 ・小学校 87校205名 ・中学校 58校179名  交付決定額合計 161,122,000円	継続的な放課後等学習支援員の人材確保が必要	放課後等学習支援員の配置に対する必要性を周知し、財政的支援を行えるようにする。	小中学校課
31	1) ひとり親家庭が抱える様々な課題への支援	③ひとり親家庭の就労支援	◆学習支援員事業	希望する県立高等学校および県立中学校に学習支援員を配置し、支援が必要な生徒に対して、学習面でのきめ細かなフォローを行います。	・希望する県立高等学校24校および県立中学校(4校、夜間学級は1校としてカウント)に配置し、支援が必要な生徒に対し、学習面でのきめ細やかな支援を実施。  ・各校の希望や活用実態をより詳細に把握するため、ニーズ調査を実施。	・学習内容に課題のある生徒は、多くの場面で指導の際に配慮を必要としており、個別最適な学びへの幅広い対応が求められている。  ・各校の学習支援員の確保、学習支援員の指導力向上の仕組み作りが必要。	・放課後補習等におけるデジタル教材、ICT機器の積極的な活用を推進する。  ・時間講師(会計年度任用職員)や県内大学(学生)等のネットワークを積極的に活用し、人材確保に努める。  ・より幅広いニーズに応えられるよう募集要項の見直しなどを行い、学習支援員を活用しやすい環境作りを進める。	高等学校課
32	2) ひとり親家庭に対する相談支援の強化	①相談支援体制の強化	◆母子父子自立支援員による相談支援	・母子父子寡婦福祉資金貸付制度や高等職業訓練促進給付金等の各種相談に対応するとともに、市町村や各福祉保健所等との情報共有により、連携した相談対応を行います。  ・母子・父子自立支援員等の相談関係者が、ひとり親家庭等の状況に応じて適切に対応できるよう、国が行う各種研修会への参加等により、資質の向上に努めます。	・市町村、県福祉保健所担当者の各種制度の理解促進のため、ひとり親家庭福祉事務担当者会の実施(県福祉保健所:web開催、市町村:YouTube配信)  ・母子・父子自立支援員等の関係職員が、四国ブロック母子父子自立支援員研修会及び全国母子父子自立支援員研修会に参加予定	・研修会への参加等により、継続的に資質向上を図る必要がある。	・研修会等への参加により、母子・父子自立支援員など関係職員の資質向上を図る。	子ども家庭課
33	2) ひとり親家庭に対する相談支援の強化	①相談支援体制の強化	◆ひとり親家庭支援センターによる相談支援	・ひとり親家庭等の総合的な相談窓口として、就業や生活などの相談内容に応じて、ハローワーク、高知家の女性しごと応援室、こうち男女共同参画センター「ソーレ」、女性相談支援センター、市町村や県福祉保健所などの関係機関と連携して相談支援を行うとともに、必要に応じて適切な関係機関につなぎます。  ・時間や場所を気にせず相談できるLINE相談や、遠方からでも相談できるオンライン相談を周知し、利用促進を図ります。  ・利用者アンケートにより、ニーズを把握し、相談者一人ひとりに寄り添い、きめ細かに対応します。	・センターへの相談件数 725件(電話・来所等 571件、LINE 154件)うちオンライン相談 3件  ・法律相談利用者数 54人(弁護士 38人、司法書士 16人)うち養育費に係る相談 36人  ・専門家相談利用者数 心理カウンセラー 4人 キャリアコンサルタント 2人 社会福祉士 8人 ファイナンシャルプランナー 7人  ・相談者へのアンケートを実施し、満足度等を把握  ・Instagramアカウントの開設	・町村部の方の利用が少なく、オンライン相談の利用も進んでいない。町村部でひとり親家庭支援センターが相談窓口として認識されるよう、PRの強化が必要。	・テレビやラジオ、SNS等を活用したひとり親家庭支援センターのPRを引き続き実施する。併せて、町村職員へは監査等で訪問した際に、センターについて改めて説明を行うなど、更なる理解促進を図る。	子ども家庭課

3.子育て当事者への支援  
 (4) ひとり親家庭への支援

No.	項目	施策	取組内容	取組の方向性【P】	令和7年度の取り組み状況【D】 (8月31日現在)	分析・課題【C】	見直しの方向性【A】	担当課
34	(2) ひとり親家庭に対する相談支援の強化	①相談支援体制の強化	◆関係機関における相談体制の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>療育福祉センターにおいて、障害のある方や保護者からの相談等について、引き続き適切に対応を行います。</li> <li>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく支援調整会議など、各種会議体への参画を呼びかけ、連携強化の場を創出します。</li> <li>こうち男女共同参画センターにおいて、女性がありのままの自分を受け入れられる場と時間を提供する居場所づくり事業を実施するとともに、多様な相談に対応するためのスキルアップ研修の開催します。</li> <li>高知家の女性しごと応援室において、労働局との連携により、ハローワークジョブセンターほんまちでの、出張相談窓口の開設や、求職者向けのミニセミナーを開催します。</li> <li>学校・スクールソーシャルワーカーと市町村福祉部署との定期的な情報共有（情報連携）や一体的な対応（行動連携）のさらなる充実を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>療育福祉センターでの相談対応（※ひとり親家庭以外の相談も含む）</li> <li>○市町村からの更生医療電話相談件数 52件</li> <li>○発達障害者支援センターでの相談件数 電話相談：138件 来所相談：90件 訪問：26件</li> <li>○地域連携室での相談件数 診療相談件数：819件 情報提供 手当関係：124件 事業所関係：237件 手帳関係：129件 医療費関係：73件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害のある方や保護者からの相談等について、適切できている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後も、センターにおいて、相談等の適切に対応する。</li> </ul>	障害福祉課
				<ul style="list-style-type: none"> <li>○「高知県困難な問題を抱える女性及びDV被害者支援調整会議」の実施 ・代表者会議 第1回会議 6月2日開催 構成機関14団中13団体出席</li> <li>・実務者会議（事例検討部会） 第1回会議 7月30日開催 構成機関7団中6団体出席</li> <li>○女性の居場所づくり事業 ・第1回5月25日開催 参加者数：19名（内子ども3名）</li> <li>○相談員スキルアップ研修 ・第1回6月29日開催 参加者数：105名（内オンデマンド91名） ・第2回8月2日開催 参加者数：67名（内オンデマンド53名）</li> <li>○高知家の女性しごと応援室（出張相談） ・相談件数：245件 ・ミニセミナー：89件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「高知県困難な問題を抱える女性及びDV被害者支援調整会議」の実施 ・各種会議体において構成機関との意見交換を行い、連携強化の場を創出できた。</li> <li>・今年度「高知県困難な問題を抱える女性及びDV被害者への支援計画」の改定作業を行うことから、会議の今後の方向性について再検討が必要。</li> <li>○女性の居場所づくり事業 ・女性が自分自身を尊重し、自己肯定感の土台を築けるような内容とし、安心して気持ちに向き合える環境づくりに努めた。</li> <li>・参加者からは「気軽に参加できた」といった声が多く寄せられ、好評を得ることができた。</li> <li>○相談員スキルアップ研修 ・「理解を深めることでアセスメントに役立つ」「共感していく姿勢を大切にしたい」など、参加者にとつての気づきの場にすることができた。</li> <li>○高知家の女性しごと応援室（出張相談） ・労働局との連携では、セミナーの数を前年度より増やしたこともあり、相談件数、新規登録者数、就職者数ともに前年度の同時期より増えている。</li> <li>・ミニセミナーは同程度。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「高知県困難な問題を抱える女性及びDV被害者支援調整会議」の実施 ・引き続き会議体は継続して実施。</li> <li>・代表者会議において、その他の実務者会議や個別ケース検討会議の協議内容の報告・検討を行うことで、より具体的な支援体制の強化に向けた議論を進める。</li> <li>○女性の居場所づくり事業 ・第2回目の開催（12月21日）に向け、引き続き周知等を行っていく。</li> <li>○相談員スキルアップ研修 ・来年度に向けて、対面での参加者が増えるよう、実施方法の工夫や見直しを求められる。</li> <li>○高知家の女性しごと応援室（出張相談） ・引き続き出張相談やミニセミナーを開催し、より多くの女性を就労へとつなげていく。</li> </ul>	人権・男女共同参画課	
				<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村福祉部署との連携 ・スクールソーシャルワーカーを活用した市町村福祉部署との連携について依頼（4月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村福祉部署との連携 ・スクールソーシャルワーカーと福祉部署とで連携をとった地域：30市町村（前年同時期：28市町村）</li> <li>・全ての市町村での連携には至っていないことから、さらなる周知が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村福祉部署との連携 ・好事例を紹介するなどして、一層の連携を図る。</li> </ul>	人権教育・児童生徒課	

3.子育て当事者への支援  
 (4) ひとり親家庭への支援

No.	項目	施策	取組内容	取組の方向性【P】	令和7年度の取り組み状況【D】 (8月31日現在)	分析・課題【C】	見直しの方向性【A】	担当課
35	2) ひとり親家庭に対する相談支援の強化	②ひとり親家庭支援センター公式LINE等を活用したひとり親支援制度の周知	◆ひとり親家庭支援センター公式LINE等を活用したひとり親支援制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ひとり親家庭支援センター公式LINE」を活用し、資格取得に役立つ各種給付金制度や、手当・貸付・奨学金等の経済支援制度などの情報について、プッシュ型で情報提供します。</li> <li>・子ども家庭庁のひとり親家庭の暮らし応援サイト「あなたの支え」を活用し、制度等の周知を図ります。</li> <li>・「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、市町村における児童扶養手当現況届提出時、離婚届や転入届提出時、保育所の手続き時など、様々な機会を通じて、ひとり親家庭に配布します。併せて、ひとり親の支援等を行う市町村や県福祉保健所、関係団体等、ひとり親家庭により身近な保育所や学校等にも配布し、支援制度の情報を確実に届けます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公式LINE累計登録者数 2,661人</li> <li>・公式LINEによる相談件数 154件</li> <li>・公式LINEによる配信件数 77件</li> <li>・「ひとり親家庭等福祉のしおり」の配布配布部数 12,000部 配布先 34市町村、学校、保育所等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭へ必要な情報が確実に届くよう、情報提供のさらなる工夫が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SNS等を活用したひとり親家庭支援センターのPRを強化し、公式LINE登録者数の増加を図る。</li> <li>・公式LINEや市町村との連携による支援制度等の周知を継続して実施する。</li> </ul>	子ども家庭課
36	3) 養育費の確保及び親子交流への支援	①養育費確保及び親子交流への支援	◆養育費確保及び親子交流への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の戸籍担当部署と連携し、離婚届提出時など様々な機会を通じて、養育費や親子交流に関する情報提供や、ひとり家庭支援センターの法律相談、養育費相談支援センターについての情報提供を行います。</li> <li>・ひとり親家庭センターにおいて、養育費の取り決めや履行確保に関する問題を解決するため、弁護士等による個別法律相談を実施します。</li> <li>・養育費の取り決め等にかかる手続き費用への支援を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭支援センターにおける法律相談利用者数 54人 (弁護士 38人、司法書士 16人) うち養育費に関する相談 36人</li> <li>・養育費確保支援事業費補助金による支援申請件数 2件(公正証書作成費用)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養育費確保支援事業の利用が進んでいないことから、さらなる周知が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律相談、養育費確保支援事業による支援を継続して実施する。</li> <li>・養育費確保支援事業のテレビやラジオ等による広報、町村と連携した周知の強化を図る。</li> </ul>	子ども家庭課

# 高知県子ども計画「ひとり親家庭への支援」に関する数値目標

指標	進捗状況の基準
S	数値目標の達成率 110%以上
A	数値目標の達成率 100%以上110%未満
B	数値目標の達成率 85%以上100%未満
C	数値目標の達成率 70%以上 85%未満
D	数値目標の達成率 70%未満
—	達成度の判断が困難なもの

**資料6**

No.	K P I	実 績		目 標 値	評 価	担 当 課
		基準値 (策定時)	現状値 (最新値)			
1	生活保護世帯のこどもの高校等卒業後の進学率	38.8% (R4.4.1)	33.3% (R6.4.1)	県全体の平均レベル (参考：R2進学率68.6%)	D	福祉指導課
2	子ども食堂設置数	107か所 (R5)	121か所 (R7.8.31)	150か所 (R9)	B	子ども家庭課
3	ファミリー・サポート・センター提供会員数	977人 (R4)	1143人 (R7.6.30)	1,250人 (R9)	B	子育て支援課
4	自立支援計画（プラン）の策定率	29.5% (R4)	20.6% (R7.8.31)	50% (R9)	D	地域福祉政策課
5	ひとり親家庭支援センターの支援による就職者数	26人 (R4)	3人 (R7.8.31)	40人 (R9)	D	子ども家庭課
6	一時預かり事業実施箇所数	26市町村111箇所 (R5)	26市町村100箇所 (R7.4.1)	27市町村105箇所 (R11)	B	幼保支援課
7	延長保育事業実施箇所数	14市町村137箇所 (R5)	14市町村145箇所 (R7.4.1)	14市町村144箇所 (R11)	A	幼保支援課
8	病児保育事業実施箇所数	9市町村22箇所 (R5)	7市町村19箇所 (R7.4.1)	9市町村22箇所 (R11)	B	幼保支援課
9	困りごとについて頼れる人がいない人の割合	「重要な事柄の相談」 14.4% (R3)	「重要な事柄の相談」 14.4% (R3)	9.0% (R9)	S	子ども家庭課
10	ひとり親家庭支援センターへの相談件数	1,713件 (R4)	725件 (R7.8.31)	2,100件 (R9)	B	子ども家庭課
11	ひとり家庭支援センター公式LINE累計登録者数	1,843人 (R4)	2,661人 (R7.8.31)	3,400人 (R9)	C	子ども家庭課
12	市町村における困難な問題を抱える女性の相談窓口設置数	0市町村 (R5)	全市町村 (R7.4.1)	全市町村 (R7)	A	障害福祉課 人権・男女共同参画課 人権教育・児童生徒課
13	養育費の取決めをしている割合	母子世帯 40.5% 父子世帯 23.6% (R3)	母子世帯 40.5% 父子世帯 23.6% (R3)	母子世帯 47.0% 父子世帯 29.0% (R9)	B C	子ども家庭課

## 高知県児童福祉審議会規則

### (設置等)

第1条 この規則は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第8条第1項に規定する審議会その他の合議制の機関として高知県児童福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置するとともに、審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第1条の2 審議会は、委員20人以内で組織する。

### (任期等)

第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (委員長及び副委員長)

第3条 審議会の委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の総数の4分の1以上の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会議の議長は、委員長が当たる。

4 会議は、委員の総数の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

5 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (部会)

第5条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、審議会において決定する。

### (幹事)

第6条 審議会に、幹事8人以内を置く。

2 幹事は、知事が任命する。

3 幹事は、委員長の指揮を受け、庶務を整理する。

### (書記)

第7条 審議会に、書記6人以内を置く。

- 2 書記は、知事が任命する。
- 3 書記は、上司の指揮を受け、庶務に従事する。

(雑 則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則(平成12年4月1日規則第96号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年5月23日規則第78号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年9月27日規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

## 高知県児童福祉審議会運営規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第1項により設置する高知県児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の部会及び委員会（以下「部会等」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (部会等)

第2条 審議会に次の部会を置き、各部会は別表に定める事項を調査審議する。

- (1) 社会的養育部会
- (2) ひとり親家庭部会
- (3) 保護育成部会
- (4) 保育部会
- (5) 児童虐待検証部会

2 社会的養育部会に里親委員会とこども支援専門委員会を置き、各委員会は別表に定める事項を調査審議する。

### (部会等の構成)

第3条 部会等は、審議会の委員をもって構成し、所属委員は審議会において決定する。

2 臨時委員は、知事の任命（委嘱）事由に基づき、第2条のいずれかの部会に所属するものとする。

### (部会長、副部会長、委員長及び副委員長)

第4条 各部会（児童虐待検証部会を除く。）の部会長及び副部会長は、所属部会委員の互選により決定する。

2 児童虐待検証部会の部会長及び副部会長は、所属部会委員（臨時委員含む。）の互選により決定する。

3 社会的養育部会のうち里親委員会の委員長及び副委員長は、社会的養育部会の部会長及び副部会長を充てる。

4 社会的養育部会のうちこども支援専門委員会の委員長及び副委員長は、所属委員会委員の中から社会的養育部会長が指名する。

5 部会長及び委員長は、会務を総理し、部会及び委員会を代表する。

6 副部会長は部会長を、副委員長は委員長を補佐し、部会長及び委員長に事故があるとき又は部会長及び委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 部会等の会議（以下「会議」という。）は、部会長及び委員長（以下「部会長等」という。）が招集する。

- 2 部会長等は、知事の請求があったとき又は部会等の委員の総数の4分の1以上の請求があったときは、これを招集しなければならない。
- 3 会議の議長は、部会長等が当たる。
- 4 会議は、委員の総数の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。
- 5 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長等の決するところによる。
- 6 審議事項に関して利害関係を有する委員については、これを招集しない。

(書面等による議決)

第6条 部会長等は、必要と認める場合は、事案の概要を記載した書面等を委員等に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって部会等の議決とすることができる。

- 2 前項の規定により議決を行った場合は、部会長等が次の会議において報告しなければならない。

(権限)

第7条 部会等の審議をもって、審議会の意見とする。

- 2 部会等は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関等に対して所属職員の出席及び資料の提出を求めることができる。
- 3 部会長等は、必要があると認めるときは、関係機関等への調査を行うことができる。

(委任)

第8条 その部会等の運営に関し必要な事項は、部会長等が定める。

附 則

この規程は、昭和55年6月16日から適用する。

附 則

この規程は、平成15年5月23日から適用する。

附 則

この規程は、平成16年8月6日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年7月28日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年8月19日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年8月31日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年9月10日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年4月19日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年8月18日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年8月13日から適用する。

別表

部会等名	事項
社会的養育部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童福祉施設（保育所を除く。）の設備又は運営が施設運営基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害と認められる施設への事業停止命令に対する意見</li> <li>・ 無認可施設（保育所を除く。）への事業停止命令又は施設閉鎖命令に対する意見</li> <li>・ 児童福祉施設最低基準を超える設備及び運営の向上に対する意見</li> <li>・ 都道府県社会的養育推進計画等に対する意見</li> <li>・ その他児童福祉施設等に関する事項（他の部会に属する事項を除く。）の調査審議</li> </ul>
ひとり親家庭部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 母子家庭等の福祉に関する事項の調査審議、諮問に対する意見</li> </ul>
保護育成部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有害図書類等の指定に関する意見</li> <li>・ その他青少年の健全育成に関する事項の調査審議</li> </ul>
保育部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所の認可に対する意見</li> <li>・ 児童福祉施設（保育所に限る。）の設備又は運営が施設運営基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害と認められる施設への事業停止命令に対する意見</li> <li>・ 無認可施設（保育所に限る。）への事業停止命令又は施設閉鎖命令に対する意見</li> <li>・ 児童生徒性暴力等を行い保育士登録を取り消された者及びこれ以外の理由により保育士の登録を取り消された者のうち、その登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該当していたと判明した者の保育士の登録に対する意見</li> </ul>
児童虐待検証部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童虐待事例（心身に著しく重大な被害を受けた事例）の分析</li> <li>・ 児童虐待の予防及び早期発見の方策、児童虐待を受けた児童のケア、児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、関係機関の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割等のために必要な事項についての調査研究及び検証</li> <li>・ 取り組むべき課題と再発防止に向けた提言</li> <li>・ その他検証の目的に必要なと認められる事項の調査審議</li> </ul>

<p>里親委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 里親認定への意見</li> <li>・ 里親養育に関する意見</li> </ul>
<p>こども支援専門委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被措置児童等虐待への措置状況（事実確認含む。）に対する意見</li> <li>・ 児童又はその保護者等の意に反する措置入所等に対する意見</li> <li>・ 児童相談所長又は児童養護施設長等による監護措置について親権者等から不当に妨げる行為があった場合の対応方針等に係る意見</li> <li>・ 児童相談所長又は児童養護施設長等が児童の生命・身体の安全確保のために親権者等の意に反して行う医療行為への同意に係る意見</li> <li>・ 社会的養護に係るこどもからの申立てに対する意見</li> <li>・ その他児童の処遇に関する事項の調査審議</li> </ul>